
第2部 基本計画

第 1 章 豊かな人間性をはぐくむまち

1 . 子育て・子育て支援の充実

〔施策の目標〕

安心して子どもを生き育てられる環境の中で、次代を担う子ども達が健全に成長できるまちをめざします。

〔基本認識〕

核家族化の進行や近隣関係が希薄化する中で、妊娠、出産、子育てに不安を抱く家庭が増加しています。ニーズ調査（ ）の結果では、子育てに関する悩みについては、「安全な遊び場の確保」「出産・子育てにかかる費用」「仕事と子育ての両立」などが上位に上げられています。また、親が子育ての自覚や責任に欠けると思われるケースが見受けられ、育児放棄や虐待につながるケースも増加しています。

近年、両親が働きながら子どもを育てている家庭が増加してきたことに伴い、子育て世帯の精神的肉体的な負担を軽減するために育児支援対策の充実を図る必要があります。また、保護者の就労形態の変化により、長時間の保育の実施が望まれている現状です。

今後は、子育てについての男女の固定的な役割分担意識の解消を図り、子育てにおける男女の負担の偏りを解消する必要があります。

幼年期における人間形成に、就学前教育・保育機関の果たす役割は重要であり、幼稚園や保育園での教育・保育を充実し、子どもたちがすくすくと育つ環境づくりが必要です。

第一子を出産する年齢が高年齢化していることなどから、母親の妊娠から出産までの安全を確保する必要があります。また、偏食や朝食を食べないなど子どもの生活習慣にも好ましくないケースが見られるなど、食育の充実や健康づくりの支援を図る必要があります。さらに、乳幼児健診において発達相談に結びつくケースが増えていることなどから、一貫した保健福祉サービスの提供、発育・発達の遅れがみられる子どもや障がいがある子どもと親への適切な支援などが必要です。

少子化は野洲市においても全国的な傾向を下回るものの、確実に進行しており、健全な子育てや学校教育、将来の社会保障や地域の活性化にも及ぶ大きな課題です。このため、総合的な子育て支援、次世代育成支援に地域ぐるみで取り組むことにより、安心して子どもを生き育てられる社会づくりを進めていくことが必要です。

野洲市には、大規模な公園やのどかな田園地帯などが豊富にあり、自然にふれあい、のびのびと子育てをするための環境としては比較的恵まれているといえます。しかし、ニーズ調査（ ）の結果によると、子どもにとっての安全な遊び場が身近なところに少ないと考える親の意見も見受けられます。また全国各地で、子どもの日常生活を脅かす凶悪な事件が増加しているなど、子どもの安全についての不安を抱く社会的要素があり、安心して子育てができる環境の確保が求められています。母子・父子家庭が増加しており、生活の安定確保と子育て支援の重点的な実施が必要となっています。

ニーズ調査・・・「野洲市次世代育成行動計画」策定のため、野洲市内の就学前の子ども及び小学生をもつ保護者2,907名を対象に実施。実施時期 平成16年2～4月 回収率50.6%。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
子育て・子育てについての福祉・支援対策が充実したまちであると思う子育て世帯の割合	38.1%	50%	60%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

1. 子育て・子育て支援の充実	子育てを支える地域力の向上
	子育て世帯の社会参画支援
	子育ての支援
	母子保健・療育の充実
	子育てにふさわしい生活環境の整備

〔基本事業の内容〕

子育てを支える地域力の向上

- ・子育てを行う家庭や親の不安の解消に向けて、子育て経験者との情報交換の機会の提供や、各保育所で子育ての悩みを電話で受け付ける子育てホットラインの実施など、気軽に速やかに相談できる体制の充実を図ります。
- ・特に、ひとり親家庭への支援に向けて、経済的な支援も含めて、生活支援や相談事業を充分に実施します。
- ・地域子育て支援センターの機能を充実するとともに、子育て支援を提供する関係機関との連携を密にし、育児サロンや育児相談などを通じた親の育児力の向上と育児支援を図ります。
- ・子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体で子育てを支えていくまちをめざして、市民のボランティア活動などを支援します。また、地域での自発的な子育てサークルの活動を促進するため、活動の場の提供や支援を行うとともに、気軽に参加できるきっかけづくりに努めます。

子育て世帯の社会参画支援

- ・子育て中の家庭が、安心して仕事を続けられ、また、地域等における多様な活動に参加できるよう、長時間保育や一時保育などの保育事業や学童保育事業の充実を図るとともに、事業所等における子育て支援への取り組みが促進されるよう啓発を行います。
- ・ファミリーサポートセンター事業を推進し、子育てを担う地域力を高めることにより、子育てと仕事の両立を支援します。
- ・男女共同参画施策の推進により、子育て世帯の就労や仕事との両立を支えるとともに、家庭における男女の共同による子育てを促進します。

子育ての支援

- ・人間形成の基礎段階における重要な時期において、基礎的な生活習慣を身につけるとともに、集団活動などの社会性を習得できるよう、個々の乳幼児の特性を尊重してきめ細やかな就学前教育・保育の推進に努めます。
- ・地域住民とのふれあいの中で、子どもが自立する力をつけていくことができるよう、家庭・地域・学校が情報を共有し、連携の強化に努めます。
- ・幼保一元化の推進による就学前教育・保育の充実を図ります。

母子保健・療育の充実

- ・命のはぐくみや母体の保護に対する深い認識を、思春期の頃から学校などの関係機関と連携して取り組むとともに、妊娠期から出産までの母体の安全確保や心理的支援体制の確立を図ります。また、不妊に悩む夫婦への支援を図ります。
- ・定期的な健康診査により発育発達を確認し、疾病の早期発見と早期治療の勧奨、相談事業、食育等を通じた親と子の心身の健康づくりの支援に努めます。また、療育体制の充実に努めます。
- ・ノーマライゼーションの社会の実現に向けて、妊娠中の女性や子育てをする親の現状を正しく認識し、社会全体で支援できるような体制づくりや啓発に努めます。

子育てにふさわしい生活環境の整備

- ・犯罪や虐待から子どもを守るために、地域社会が中心となって防犯体制を確立します。また交通弱者である子どもの安全の確保や施設等のバリアフリーの推進に努めます。
- ・性や暴力など、氾濫する有害な情報を子どもが入手しないような対策とともに、児童館や子育て支援センター、公園等健全で安全な遊び場等の確保を図ります。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・子どもの権利が守られるよう、市民意識の啓発に努めます。特に保護者の意識啓発については重点的に取り組みます、

- ・「人権教育基本方針」「人権保育基本方針」等に基づき、人権学習の推進を積極的に図り、年少期からの人権意識の醸成に努めます。

環境 ・子どもたちが野洲市の優れた自然環境の中で育つことができるよう、地域での環境対策を推進するとともに、子どもたちが環境保全の担い手となるよう、環境教育の充実に努めます。

協働 ・地域における子育て支援活動を育成し、地域の子育て機能の向上をめざします。

〔関連計画〕

次世代育成支援行動計画

地域福祉計画

市民活動促進計画

〔主要データ・資料〕

【出生順位別母親の平均年齢（全国平均）の推移】（厚生労働省）

出生順位	昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年
平均	27.5歳	27.4歳	28.1歳	28.6歳	28.9歳	29.1歳	29.6歳	30.4歳
第1子	25.6	25.7	26.4	26.7	27.0	27.5	28.0	29.1
第2子	28.3	28.0	28.7	29.1	29.5	29.8	30.4	31.0
第3子	30.6	30.3	30.6	31.4	31.8	32.0	32.3	32.6

【合計特殊出生率】（草津保健所）

	平成12年			平成13年			平成14年			平成15年			平成16年		
	合計特殊出生率	出生数(率)		合計特殊出生率	出生数(率)		合計特殊出生率	出生数(率)		合計特殊出生率	出生数(率)		合計特殊出生率	出生数(率)	
		数	率		数	率		数	率		数	率		数	率
野洲市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.50	545	11.0
中主町	1.51	120	9.9	1.33	105	8.7	1.57	123	10.1	1.47	116	9.5	-	-	-
野洲町	1.53	422	11.7	1.47	412	11.3	1.41	403	10.9	1.38	395	10.7	-	-	-
滋賀県	1.53	14,087	10.6	1.46	14,015	10.5	1.44	13,928	10.4	1.41	13,562	9.9	1.41	13,627	9.9
全国	1.36	1,190,547	9.5	1.33	1,170,662	9.3	1.32	1,153,855	9.2	1.29	1,123,610	8.9	1.29	1,110,835	8.8

【妊娠順位別妊娠年齢推移】（健康推進課）

単位:人

	平成14年度					平成17年度				
	第1子	第2子	第3子	第4子~	計	第1子	第2子	第3子	第4子~	計
~19歳	9	0	0	0	9	7	1	0	0	8
20~24歳	53	20	2	0	75	44	20	0	0	64
25~29歳	139	83	11	1	234	97	56	8	0	161
30~34歳	62	67	25	3	157	69	99	26	4	198
35歳~	13	16	7	4	40	21	27	19	3	70
計	276	186	45	8	515	238	203	53	7	501

【保育所の利用状況】（児童家庭課）

園	名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
公立	野洲第一保育園	150	1	11	18	32	40	42		144
	野洲第二保育園	90	1	10	10	17	16	25		79
	野洲第三保育園	60	2	7	8	12	15	19		63
	三上保育園	60		3	4	12	20	19		58
	篠原保育園	80	1	7	7	19	22	27		83
	公立合計	440	5	38	47	92	113	132	0	427
私立	祇王明照保育園	120	3	15	18	31	33	32		132
	きたの保育園	80	4	14	18	15	17	15		83
	あやめ保育所	90	3	18	29	21	13	13		97
	しみんふくし保育の家	45	4	11	8	14	11	2		50
	私立合計	335	14	58	73	81	74	62	0	362
全体合計	775	19	96	120	173	187	194	0	789	

平成18年4月1日現在

【幼稚園就園状況】(学校基本調査)

区 分	本務教職員数(人)		幼児数(人)		
	本 務 教員数	本 務 職員数	総数	男	女
野洲幼稚園	20	1	176	86	90
北野幼稚園	8	1	100	44	56
三上幼稚園	6	1	44	21	23
祇王幼稚園	9	1	95	47	48
篠原幼稚園	4	1	29	11	18
中主幼稚園	38	1	318	169	149

平成17年5月1日現在

2 . 青少年の健全育成

〔施策の目標〕

新しい時代を担う青少年が、心豊かにたくましく生きることができるまちをめざします。

〔基本認識〕

青少年期には、自然や人とのふれあいの機会を持ち、豊かな人間性をはぐくんでいくとともに、一人の人間として自立することができるよう、様々な知識を身につけていくことが重要です。

しかしながら、少子高齢化・核家族化・情報化の進行など社会環境の変化により、地域内、家庭内などにおいてもコミュニケーションが疎遠になっており、人との関わりが持てず、友人や家族から孤立する青少年が増えています。

また、親の過保護・過干渉や過剰な期待などによって、子どもの自立が妨げられる傾向もみられます。

こうしたことが、例えば引きこもりやニート（就学も就労もしていない若者）の増加などの社会問題として現れています。

心身ともに健全で、主体性を持って自立できる青少年を育成していくためには、親と子が自らの役割を果たしながら、共に成長していく良好な親子関係をはぐくむことが大切です。そのためには、家庭・地域・学校等の連携を強め、青少年の「居場所」を確保し、仲間づくりを支援するとともに、地域ぐるみで青少年を守り、はぐくんでいく必要があり、家庭教育の推進をはじめ、地域の教育力の向上が課題です。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
地域の青少年が健全に育っていると考える市民の割合	56.6%	70%	80%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

2 . 青少年の健全育成	家庭、地域、仲間同士のコミュニケーションの充実と知識の習得
	リーダーの育成
	非行の防止と青少年の保護

〔基本事業の内容〕

家庭・地域・仲間同士のコミュニケーションの充実と知識の習得

- ・青少年が健全に育つためには、青少年と、家庭・地域社会・仲間、相互のコミュニケーションの充実と自立のための知識を習得していくことが必要です。そのために、青少年期から生涯学習プログラムに参加できる機会を提供し、世代を超えた交流を行う中で、コミュニケーション形成のためのきっかけづくりを進めるとともに、地域の人々が積極的に関わることにより、経済観念や職業意識の醸成につながる取り組みを進めます。

-
- ・地域の教育力を高め、家庭が地域と協調して青少年を育成できるよう、家庭教育の充実を図るとともに、身近な地域の指導者などと連携し、青少年を持つ家庭の支援に努めます。
 - ・青少年の居場所として各小学校区に設置されているコミュニティセンターの効果的な利用を図ります。

リーダーの育成

- ・地域社会において豊かな経験を持った人を発掘し、指導者として育成します。
- ・子ども達の活動を通じて、将来のリーダーとなることができる人材を育てます。

非行の防止と青少年の保護

- ・非行や誤った行動に走らないように、悪影響を与える様々な要因から青少年を守るなど、地域の理解と協力を基に対策を進めます。
- ・関係機関との連携を強化し、非行の防止に向けた指導や、犯罪からの保護に努めます。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

- 人権 ・親や大人の一方的な考え方で青少年の人権を侵害することがないように、また青少年の心情に視点を当てて事業を実施します。
 - ・個々の青少年の特性や能力の多様性に配慮した事業展開を進めます。
 - ・青少年が保護者や地域住民、あるいは青少年同士でコミュニケーションを行う中で、命の大切さや相互の人権を共に認め合う意識をはぐくむことをめざします。
- 環境 ・環境学習など環境をテーマにした事業を展開することにより、地域の自然に触れて親しんだり地球環境を考えたりする機会を設けます。またそのことが、青少年が健全に育成される上での大きな要素になりうるものと考えます。
- 協働 ・豊かな経験や熱意を持った人が、青少年育成の指導者として活動できるように支援します。

〔関連計画〕

- 次世代育成支援行動計画
- 生涯学習マスタープラン（策定予定）

3 . 学校教育の充実

〔施策の目標〕

子ども達が自ら学び考える力を身に付け、人間性溢れ個性豊かに成長できるまちをめざします。

〔基本認識〕

義務教育については、高度情報化や都市化の進展など子どもを取り巻く環境変化が激しい状況ですが、これまで受け継がれてきた地域のすばらしい自然や文化を大切にしながら、子ども一人ひとりに目の行き届いた教育を進めていく必要があります。

また、心豊かでたくましく生きる子どもを育てるために、基礎的・基本的事項の習得の徹底、自らが主体的に取り組む意志、態度、能力、人とのコミュニケーション力の育成をはじめ、学校保健や体育、食育等を通じた健康な身体づくりなどに努めるほか、人権や環境問題を正しく理解し、高度情報化や国際化に対応できる人材を育てていく必要があります。

市内の各学校では体験学習などを通じて地域との連携も進み、全市的には、児童生徒の学習は円滑に進められています。しかしながら、不登校の子どもが見られるなど、継続して取り組むべき課題があります。また、学校間での子どもの数には偏りがみられる状況です。

それぞれの地域で地域に根ざした心豊かな教育が実践できるよう、地域、学校、家庭が一体となり、互いに信頼関係を深め、それぞれの教育力を発揮して子どもの健全育成に取り組むことが重要です。野洲市においては、障がい児教育について積極的な取り組みを進めてきました。今後も、特別なニーズをもつ子どもの教育の機会均等を損なうことなく、障がいの状況や能力、適性などに配慮しながら、従来、障がい児教育の対象となっていた障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥・多重性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある子どもに対する特別支援教育の充実を図る必要があります。

子どもの安全確保が大きな課題となっており、学校施設の防災・防犯機能の整備を図るとともに、校外における子どもの安全確保に地域をあげて取り組むことが重要です。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
子ども達が、楽しく充実した学校生活を送っていると考えている保護者の割合	85%	90%	90%
学校教育が充実したまちであると思う保護者の割合	38.2%	50%	60%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

3．学校教育の充実	こころの教育の充実
	基礎学力や多様な教育の推進
	からだづくりの推進
	教職員の資質向上
	相談・支援体制の充実
	教育環境の整備

〔基本事業の内容〕

こころの教育の充実

- ・倫理観、道徳観、郷土や自然を愛する気持ち、生命や人権を尊ぶ心をはぐくむため、道徳教育をはじめ総合的学習、教科・特別活動などのあらゆる教育の機会において、多様な取り組みを進めます。

基礎学力や多様な教育の推進

- ・読み・書き・算などの基礎基本の確実な習得を進めるとともに、体験などを通じた学習から、学習意欲、学習態度、情報活用能力、コミュニケーション能力など生きる力をはぐくむ教育に取り組みます。
- ・一人ひとりの基礎学力の定着を図るため、学習評価の工夫を図り、学習指導の工夫や指導方法の改善を進めます。
- ・国際理解教育、環境教育、キャリア教育等、体験活動を通じて多様な教育活動の工夫・改善を図り自分の生き方を考える力を養います。

からだづくりの推進

- ・地域の食文化についての認識を深めるとともに、命のはぐくみや食への感謝を養うため、米作りなどの体験を通じて、感性に訴える教育を推進します。
- ・学校給食においても、食育基本法の趣旨等を踏まえ、食を通じた文化等の学習を進めるとともに、地産地消の具現化を進める観点からも特色ある給食の実施を進めます。
- ・体や健康についての理解を深めることで、たくましい体や豊かな心をはぐくみ、相手や自分の体や生き方について学ぶとともに、命と性の尊厳についての理解を深めるため、性教育の充実を図ります。

教職員の資質向上

- ・教育研究所の機能の充実に努めるとともに、多彩な研修機会を通じて、教職員の資質向上に努め指導力の育成を図ります。

相談・支援体制の充実

- ・学校に行きにくい子ども達の支援のため、多様な相談手法の充実を図り、子どもとその家庭を支えるとともに、子どもが安心して学校に戻れる力を身に付けるための居場所としての機能の充実のため、子ども一人ひとりのケースに応じたきめこまやかな指導に取り組みます。
- ・こころの相談員の設置と充実を図るとともに、学校や子育てにかかわる子どもや家庭の課題解決を図ります。
- ・地域と学校の連携を図り、学校の中で身近な地域の人とのふれあいの機会を提供します。

教育環境の整備

- ・学校施設の耐震と経年劣化に対して適正に対応するとともに、情報活用能力や環境教育など新しい学習課題への対応ができる学習環境の整備に向け取り組みます。
- ・学校施設や通学路の安全性の確保を図るため、設備の充実を図るとともに、関係機関とのスムーズな連絡体制や協力体制の充実に努めます。
- ・学校が適正な規模で存在し、生徒数等に偏在が無いよう、市内における土地利用との整合性を考慮した校区編成を行います。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・「人権教育基本方針」に基づき、人権学習の推進を積極的に図り、年少期からの人権意識の醸成に努めます。

- ・学校における子どもの人権擁護について、教職員等の認識を高めるとともに、保護者の理解を進めます。

環境 ・環境教育を進め、地球環境保護や野洲市の豊かな自然を愛する心を養います。

協働 ・地域、学校、家庭が一体となり、互いに連携を深め、それぞれの教育力を発揮して子どもの健全育成に取り組みます。

- ・通学時の安全確保については、地域や団体と協力して、見守りと保護の体制の充実を図ります。

〔関連計画〕

同和教育基本方針

人権教育基本方針

次世代育成支援行動計画

食育推進計画（策定予定）

〔主要データ・資料〕

【小中学校就学状況】（学校基本調査）

区 分	学級数 (学級)	本務教職員数(人)		児童数(人)			
		本務教 員数	本 務 職員数	総数	男	女	1学級当 たり児童数
野洲小学校	16	30	3	520	266	254	32.5
北野小学校	24	41	8	790	400	390	32.9
三上小学校	8	17	2	216	93	123	27.0
祇王小学校	16	28	3	482	247	235	30.1
篠原小学校	7	14	2	217	115	102	31.0
中主小学校	22	38	4	740	373	367	33.6
野洲中学校	13	36	3	458	234	224	35.2
野洲北中学校	14	33	3	479	252	227	34.2
中主中学校	12	24	2	392	210	182	32.6

平成17年5月1日現在

4 . 生涯学習・生涯スポーツの推進

〔施策の目標〕

すべての市民が生涯学習活動に取り組み、うるおいと生きがいをもって生活を送ることができるまちをめざします。

〔基本認識〕

生涯学習・生涯スポーツとは、趣味・教養やスポーツ、文化・芸術といった多様な分野の活動を、あらゆる世代の人々が生涯にわたって自発的に実践していく活動であり、自らを高め成長させることを通じて、健全で豊かな生活を支援する必要な活動です。

野洲市における今日までの生涯学習・生涯スポーツ活動は、市民の高い学習意欲を背景に、積極的に取り組まれてきており、このことは、文化施設の活用度や図書館の利用率が高いこと、またスポーツ活動について、総合型地域スポーツクラブが市民主体により活発に運営されていることなどに現れてきています。

これからの生涯学習・生涯スポーツは、高齢化によるセカンドライフの拡大や、志向のさらなる多様化を踏まえ、学習内容の高度化や領域の多様化など、市民ニーズに的確に対応することが求められています。

また、人権問題をはじめ、環境問題、健康づくり、勤労意欲の醸成、多文化共生、危機管理などの社会的な課題について、市民がそれらを自ら考え学ぶ場として、生涯学習・生涯スポーツが担う役割は大きく、今後もさらに拡大することが考えられます。

このため、生涯学習・生涯スポーツへの取り組みを通じて、人も地域社会も内側からいきいきと活性化する「生涯学習社会」を築くことをめざして、生涯各期にわたる学習機会をさらに拡充し、それらを体系化する生涯学習マスタープランに基づき、計画的で積極的な取り組みを推進することが必要です。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
生涯学習・生涯スポーツに取り組んでいると考えられる市民の割合	39.0%	50%	60%
生涯学習・生涯スポーツの支援が充実したまちであると思う市民の割合	43.2%	50%	60%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

4 . 生涯学習・生涯スポーツの推進	生涯学習・生涯スポーツのきっかけづくり
	多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大
	生涯学習・生涯スポーツのネットワークづくり
	生涯学習・生涯スポーツのリーダー・団体の育成支援
	生涯学習・生涯スポーツ活動拠点の充実

〔基本事業の内容〕

生涯学習・生涯スポーツのきっかけづくり

- ・生涯学習・生涯スポーツの楽しさを広めるとともに、事業の周知、情報提供の充実に努めます。
- ・生涯学習・生涯スポーツの実践者が他の市民に語り上げることが、その輪を広げる上で最も効果的なことであるため、市民間での情報や経験の交流・交換の場、活動の内容を伝え示す場の充実に努めます。
- ・生涯学習・生涯スポーツに関心がある人が、気軽に相談できるよう、窓口相談の充実に努めます。

多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大

- ・生涯学習・生涯スポーツに取り組む人の熟度や能力、生活形態など、様々なニーズに対応できるよう、多様なメニューの提供に努めます。
- ・学校開放講座、博物館、体育館、図書館、公民館、コミュニティセンターなど、市民に身近な各種施設を有効に活用し、生涯学習・生涯スポーツの機会の拡大に努めます。
- ・市民の高度な学習ニーズに対応できるよう、近隣の大学など高等教育機関と協働するとともに、国県機関との連携、企業との連携を推進します。
- ・コミュニティセンターなど身近な地域社会において、「ひと・もの」など、その地域ならではの資源を生かした自発的な生涯学習・生涯スポーツを支援するとともに、地域の資源を次世代に引き継ぐことができるよう、体験的な生涯学習活動を推進します。
- ・情報化社会の深化により身の回りにあふれる情報について、正しい情報を選択したり、自分自身の力により判断したりできる能力を培うためのメディアリテラシーの浸透を図ります。

生涯学習・生涯スポーツのネットワークづくり

- ・生涯学習・生涯スポーツの各主体が、資源や課題を共有し合うことで、その活動がさらに広がり深まることをめざして、情報交流センターを核として、各主体のネットワーク化を支援し協調を促進します。

生涯学習・生涯スポーツのリーダー・団体の育成支援

- ・活動団体の運営上の課題を把握し、相談や情報の提供等、積極的に支援をします。
- ・ボランティアで活動している生涯学習・生涯スポーツの団体やリーダーについて、情報提供や活動場所、運営事務などに関して、積極的に支援を行います。
- ・生涯学習・生涯スポーツに取り組んでいる人が、さらに一歩踏み込んで活動のリーダーとして成熟するよう、団体や事業の運営に積極的に関わりを求めるなどし、指導者として育成するよう努めます。

生涯学習・生涯スポーツ活動拠点の充実

- ・地域にスポット的にある小さなスペースなどを、芸術・文化活動の発表の場（ギャラリー）として、または交流の場として活用できるよう努めます。
- ・芸術・文化活動について、発表会、展覧会等、日常の活動の成果を発表したりする場の充実に努めます。
- ・生涯スポーツ活動やスポーツ競技を通じた健康づくりの拠点を、情報交流・創造拠点を中心に環境整備に努めます。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

「人権」・生涯学習の大きなテーマとして、多彩な講座を開催して積極的に市民の人権意識の啓発・教育を進めます。

- ・だれもが参加でき、学習を深められるような学習機会の提供と、分かりやすく親しみやすい人権学習教材の充実に努めます。

「環境」・市民の環境意識の醸成につながるよう、環境をテーマにした学習機会の提供を図ります。

- ・体験型の学習プログラムなど、野洲市の自然環境（山～平野～琵琶湖）を生かした学習機会づくりに努めます。
- ・環境保全活動などの市民活動と連携した生涯学習活動を促進します。

「協働」・コミュニティセンターを中心にして、積極的なリーダーによる地域独自の取り組みが活発に行われており、今後もこういった活動が拡大するよう促進します。

- ・コーディネーターとなるべき人を把握して支援を行います。

〔関連計画〕

生涯学習マスタープラン（策定予定）

スポーツ振興計画

〔主要データ・資料〕

【野洲図書館の利用状況】（平成16年度図書館統計（野洲図書館））

人口(平成17年4月1日)	A	49,531 人
登録者数	B	15,344 人
職員数	C	19 人
貸出冊数	D	652,486 冊
貸出者数	E	136,417 人
開館日数	F	277 日
蔵書冊数	G	259,671 冊
年間購入冊数	H	11,737 冊
図書購入費	I	1,806,867 円
1日あたりの貸出冊数	D/F	2,355.5 冊
1日あたりの貸出者数	E/F	492.5 人
市民一人当たりの貸出冊数	D/A	13.2 冊
登録率	B/A × 100	31.0
登録者一人当たりの貸出冊数	D/B	42.5 冊
蔵書回転数	D/G	2.5
市民一人当たりの蔵書冊数	G/A	5.2 冊
市民一人当たりの図書購入費	I/A	364.8 円
購入図書の平均単価	I/H	1,539.4 円

【総合体育館の利用状況】（生涯学習課）

単位:人

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総合体育館	67,505	70,111	79,396	85,986	88,450
温水プール	91,339	92,362	89,274	85,138	81,410
総入場者数	158,844	162,473	168,670	171,124	169,860

5 . 人権の尊重と恒久平和の実現

〔施策の目標〕

一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちをめざします。
すべての市民が世界の恒久平和を希求し平和の尊さを共有できるまちをめざします。

〔基本認識〕

「人権」をまちづくりの基本理念とする野洲市では、「人権尊重のまちづくりに関する条例」に基づいて、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として踏まえ、あらゆる差別をなくすために行動ができるようになることをめざして、取り組みを進めてきました。

教育・啓発については、「人権教育のための国連 10 年」の成果と課題を踏まえて制定された「人権教育のための世界プログラム」を尊重して、様々な場で人権意識の高揚を図る取り組みを推進しています。

また、人権侵害に対する相談や支援を通じて人権擁護のまちづくりを推進しているほか、社会的弱者の就労等の支援、バリアフリーのまちづくりにも積極的に取り組んでいます。

しかしながら、依然として差別を温存するような風習や誤った価値観・偏見による差別、無関心が残されているほか、高齢者や子ども等の人権の擁護に対する取り組みの強化や、個人情報の保護、インターネット上における人権侵害への対策などが課題となっています。

今後も、人権意識と差別の実態や人権問題の現状を常に把握し、教育・啓発、人権擁護など各施策の検証を行いながら、取り組みを根強く推進していくとともに、新たに発生しつつある人権問題に対しても、迅速に取り組めるよう、常に備えておくことが必要となっています。

世界では、人権の抑圧や国際テロリズムなど様々な要因（民族・宗教・信条・貧困等）が絡みあった地域紛争が絶えない状況にあり、紛争による環境破壊や貧困問題が、人類の平和と地球環境を脅かしています。今、持続可能な社会の実現をめざし、将来の世代が安心して暮らせる社会を実現するため、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の活動が国連を中心に始まっています。

野洲市では、市民の安寧と世界の恒久平和の維持を図るため、「平和都市宣言」を行っており、これに基づいて、平和とは、国籍、民族、宗教、歴史、文化など様々な違いを認めあって多彩な交流と友好のきずなを結ぶ中で築いていくものであることを認識するとともに、平和の尊さを共有し、世界の恒久平和の実現を願う市民意識の醸成に努める必要があります。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
人権問題や差別に対して、正しい認識を示し行動することができると思われる市民の割合	23.6%	85%	95%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

5. 人権の尊重と恒久平和の実現	人権意識の高揚をめざすまちづくりの推進
	人権擁護のまちづくりの推進
	平和教育・啓発の推進

〔基本事業の内容〕

人権意識の高揚をめざすまちづくりの推進

- ・一人ひとり不断の努力によって人権は確立できることから、個人の人権意識の高揚を図る教育・啓発をめざします。
- ・行政と住民・企業や人権啓発推進協議会・企業人権啓発推進協議会などの地域団体をはじめとする NPO / NGO・ボランティアなどの活動支援と協働により人権が尊重されるまちづくりをめざします。
- ・国連などが提唱する体系的な人権教育・人権啓発の手法を活用し、国際的な人権施策、行動への積極的な対応を図ります。

人権擁護のまちづくりの推進

- ・さまざまな差別や課題が複雑に絡み合った人権問題の解決に向け、人権全般の総合窓口の充実・強化や身近に人権の相談ができる窓口など地域特性にあった相談・支援体制の確立をめざします。
- ・複雑に絡みあった人権問題を解決するため総合的、全庁的な取り組みを推進します。
- ・少数者・弱者と多数者が共生できるよう、ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを進め、あらゆる人々の立場に立った人権行政の確立をめざします。

平和教育・啓発の推進

- ・自らが地球の一員であることを認識し、世界に蔓延する抑圧や貧困、異文化間の衝突を解消し、持続可能な社会づくりに取り組むために必要な知識を習得するとともに、行動する意欲をはぐくむ取り組みを実践します。
- ・平和であるということが、人権が守られることの大前提であり、恒久平和の実現のため戦争体験などを正しく伝えていく取り組みを行います。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

- 「人権」・すべての行政の施策や事務事業が、人権の尊重を基本にして進められていることを検証するシステムの確立を図ります。
 - ・戦争は最大の人権侵害と環境破壊であることを認識し、世界平和の実現に向けて市民レベルから取り組みを行います。
- 「環境」・人も自然の一員であるという認識に立ち、すべての市民が互いの人権を尊重して行動することにより、自然や地球環境を同様に尊重する認識にまで深化させることをめざします。
- 「協働」・人権に取り組む団体や市民組織、地域団体などの支援と協働による推進を図ります。
 - ・「人権尊重のまちづくりに関する条例」の具現化のため、（仮称）野洲市人権センターの設置について検討し、人権に関わる活動や市民との協働の核として位置づけます。

-
- ・戦争体験を正しく次世代に伝え、平和の尊さを共有するために、地域の戦争体験者の協力を得て、学習の機会を提供します。

〔関連計画〕

人権施策基本計画

人権教育基本方針

人権保育基本方針

人権尊重のまちづくりに関する条例

人権尊重のまち宣言

平和都市宣言

6 . 同和問題の解決

〔施策の目標〕

すべての市民が同和問題を正しく理解し、部落差別のないまちをめざします。

〔基本認識〕

野洲市では、同和問題の解決を市政の最も重要な課題の一つとしてとらえ、部落差別の解消に向け、同和地区の実態や市民の人権意識を把握し、市民の意識改革の推進と同和地区住民の福祉と生活の向上をめざした取り組みを進めてきました。

その結果、物的な基盤整備がおおむね完了するなど相当の成果を収めましたが、地域住民の生活基盤となる産業や就労、福祉保健、教育等においては取り組むべき課題がなお残されています。

さらに、同和問題に係る差別落書きや発言など、差別事件がいまだに市内でも発生しており、意識調査の結果においても部落差別意識は解消していない現状があります。

このため、今後も引き続き、諸施策の推進を図るとともに、全市民がこの問題を正しく理解し、差別のない明るい地域社会を実現するため、一層の意識啓発が求められます。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
同和問題や部落差別に対して、正しい認識を示し行動することができると思われる市民の割合	28.2%	85%	95%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

6 . 同和問題の解決	地域環境対策の推進
	産業就労対策の推進
	福祉保健対策の推進
	教育対策の推進
	啓発の推進
	総合的推進

〔基本事業の内容〕

地域環境対策の推進

- ・地区の住環境の実態把握に常に努め、その維持向上に努めます。
- ・地区と周辺地域において、人に優しい一体化したコミュニティづくりを推進します。
- ・地区内公共施設の適正な維持管理を推進します。

産業就労対策の推進

- ・地区産業の育成と経営者の自助努力を促し、関係機関と連携して経営基盤の安定に努めます。
- ・企業に対して啓発を進め、公平公正な採用選考と差別のない明るい職場づくりに努めます。
- ・地区住民の就労相談や生活相談の充実等に努めるとともに、国県等の職業訓練事業の活用など

を図ります。

福祉保健対策の推進

- ・「同和地区福祉保健計画」を策定し、地域の実態に応じた介護サービスや保健指導、生活相談など各施策を計画的に実施します。
- ・「同和保育基本方針」に基づく保育・就学前教育の充実と、地区のニーズに対応した子育て支援を推進します。
- ・地区の福祉活動の拠点として、施設の整備や既存施設の有効利用を図るとともに、近隣住民、NPO・公益法人等の育成、支援、協働により社会福祉施策の展開を図ります。
- ・生活基盤の弱い世帯に対しては、生活実態を把握するとともに、関係機関と連携し状況に即した諸施策を産業就労対策及び教育対策と関連させて実施します。

教育対策の推進

- ・「同和教育基本方針」に基づき、学校・園における同和教育を中心にすえた人権教育の推進に努め、人権尊重の精神に立脚した教育実践の推進を図ります。
- ・同和教育を生涯学習の中の必須課題に位置づけ、地域・企業等での積極的な取り組みを支援するとともに、人権啓発推進協議会などの活動の充実に努めます。
- ・部落解放に向けて、乳幼児から一貫した教育の確立をめざすとともに、地域総合センター・有隣館を中心に、学校・園と地域・家庭の連携を充実します。
- ・自立した地域づくりをめざして、地区内での各種社会教育活動を促進するとともに、同和地区内外住民が交流する文化・コミュニティ活動を充実させます。
- ・地区児童・生徒に対して教育の機会均等と進路保障・就労保障を図るために、一人ひとりの生活実態や学力の状況を総合的、継続的に把握して基礎学力の充実などとともに、就学奨励事業を推進します。

啓発の推進

- ・同和問題の早期解決に向けて効果的な啓発活動を企画し、総合的・計画的に実施します。
- ・同和問題を市民自らの課題として位置づけるため、市内で発生した差別事件の教材化など日常生活と関連した具体的な啓発を推進します。
- ・啓発推進を行う団体と連携を勤めるとともに、市民啓発リーダーの育成など、地域や企業、団体における取り組みの強化に向けて指導助言を図ります。

総合的推進

- ・市の諮問機関や推進本部体制を確立するとともに、同和事業促進協議会と連携しながら、総合的・計画的に推進します。
- ・人権擁護、教育、啓発の推進の拠点となる人権センターの設置について検討を進めます。
- ・同和対策・人権施策の科学的・客観的なデータを得るため市民意識調査や地区実態調査を実施し、結果をもとに施策を総合的に推進します。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・ 同和問題は人権問題の大きな柱であり、この問題に取り組むことを通じて、市民の人権意識全体の向上を図るとともに、人権尊重の社会の実現をめざします。

環境 ・ 同和問題などの人権問題と自然や地球環境を守る取り組みは、いずれも「生命」を

基軸とした住みよいまちづくりへの取り組みの実践であり、互いに連携することにより、効果的に双方の目的を推進します。

協働・部落差別をなくすための啓発事業や支援事業などの取り組みは、市民との協働で推進されることにより効果が期待されるものであり、個人の取り組み、団体・企業での取り組みなど、すべての場面をとらえて協働を促進します。

〔関連計画〕

同和対策基本計画

同和教育基本方針

同和保育基本方針

企業内同和问题啓発基本方針

同和地区福祉保健計画

7 . 男女共同参画社会の推進

〔施策の目標〕

社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画できる男女共同参画のまちをめざします。

〔基本認識〕

女性を取り巻く社会環境の変化や女性の自立意識の高揚などにより、女性の様々な分野への進出は著しく、また、女性の生き方や価値観も多様化しています。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった男女の能力や資質を固定的にとらえた性別役割分担意識は、いまだに社会の仕組みや人々の意識のなかに根強く残っており、この固定的な男性観、女性観が男女共同参画社会の確立を阻害する大きな要因となっています。

固定的な性別役割分担意識を取り除き、男女が自らの生き方を主体的に選択し、その個性と能力を十分に発揮しながら、共によりよく生きることのできる社会を築くことが重要な課題です。今後も、意識啓発や女性の社会参画の促進に努め、男女が共にいきいきと暮らしながら、家庭、地域、社会等あらゆる分野において等しく責任と豊かさを分かち合い、積極的に協力しあう男女共同参画社会を早期に実現する必要があります。

自治会など、暮らしの基盤である地域社会においては、性別役割分担意識に加えて、「男が主、女が従」という社会通念や慣習・慣行が固定化しているため、地域社会での役職については、女性の参画はきわめて低い状況となっています。地域でのより積極的な共同参画の促進が必要となっています。

一方で、家庭のあり方や女性のあり方、生き方も大きく変化してきており、このような状況からも、男女がともに家事・育児・介護等と、仕事を両立できるような支援策や職場内における女性の人権に対する意識の高揚等が求められています。

野洲市では平成16年に「野洲市男女共同参画推進条例」を施行しました。男女の人権を尊重し、性別役割分担意識による活動の制限や差別等をなくし、また、市、市民、事業者、教育に携わるものがそれぞれの責務を果たし、男女がともに社会の対等な構成員として、市における施策または事業者における方針の立案または決定に取り組む必要があります。

このほか、女性は、DV（家庭内暴力）やセクハラ、性犯罪等の被害の対象になることが多く、性を原因として健康を脅かされる確率も高いことから、安全と健康を守る対策の強化が必要となっています。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
男女の共同参画が進んでいると 思わない市民の割合	39.3%	30%	20%
各種審議会等委員の女性委員比率	28.4%	40%	50%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

7. 男女共同参画社会の推進	あらゆる分野への男女共同参画の推進
	男女共同参画を進める意識づくりの推進
	だれもが安心して働き暮らせるまちづくりの推進
	推進体制の整備・充実

〔基本事業の内容〕

あらゆる分野への男女共同参画の推進

- ・政策・方針決定の場への参画の拡大のため、例えば自治会などの地域社会や企業などに対して積極的な働きかけに努めます。
- ・女性の職業選択について、多様な選択のできる環境づくりを進めるため、企業の実態把握に基づく指導と啓発を進めるとともに、男女雇用機会均等法に基づく待遇の確保と、女性の能力開発や情報提供に努めます。
- ・子育て支援施策や高齢者介護施策等の推進により、職業生活と家庭生活の両立のための条件整備に努めます。

男女共同参画を進める意識づくりの推進

- ・家庭や地域社会における男女平等を推進するため、家庭における固定的な役割分担意識や地域における誤った社会慣行を見直すために、生涯学習との連携や地域等への情報提供を通じて、意識の啓発に努めます。
- ・教材の充実や教職員等の研修を進めることにより、性教育や職業観を醸成するための教育の充実を図ります。さらに、学校（園）生活における慣行等の解消に努めるとともに、本人の適性に応じた進路指導を進めます。
- ・女性への暴力の防止や性の尊厳についての啓発を進め、男女の人権確立を推進します。

だれもが安心して暮らせるまちづくりの推進

- ・ユニバーサルデザインのまちづくりや年金制度における女性への制度的な不備など、ハード・ソフトの両面における社会システムの改善を推進します。
- ・健康相談の実施や母性保護の啓発など、女性の特性に応じた健康支援を図ります。

推進体制の整備・充実

- ・調整機能の充実に向け、庁内体制の整備を図るとともに、市職員の認識の向上を図ります。
- ・また、市民参加による行動計画の推進を図るため、市民による推進組織や第三者機関による監視制度を設置するなど、計画の推進体制を整備します。
- ・女性が主体的に活動するための拠点や相談窓口として、既存施設の活用を図るとともに、団体やグループの支援と育成を行います。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・男女共同参画についての取り組みを通じて、社会に存在する不合理や矛盾を見抜く力を養うことにより、差別の解消に向けた行動力や人権を大切にす意識を向上させ、人権尊重の社会の実現をめざします。また女性への暴力については、人権問題として明確に認識し、その対策について、関係施策と連携した取り組みを実施します。

環境 ・男性、女性ともに環境問題についての知識を持ち、身の回りから省資源、省エネルギーの取り組みを実践し、環境に配慮した生活スタイルを確立していくことをめざします。

- ・ダイオキシンや環境ホルモンなどをはじめとする化学物質が母体に重大な影響を与えることを認識し、安心して子どもを産み育てることができるよう、環境問題に対する正しい知識を醸成します。

協働 ・男女共同参画の取り組みを市全体に広げ、市民・団体・企業の理解と協力を得ながら連携した取り組みができるよう推進体制を整備します。

〔関連計画〕

男女共同参画行動計画

男女共同参画推進条例

8 . 多文化共生社会の実現

〔施策の目標〕

言語、文化、国籍の違いを理解することで地域に暮らすすべての人が互いの人権を尊重し合うとともに、外国人が快適に不自由なく生活できるまちをめざします。

〔基本認識〕

情報技術や交通手段の発達に伴う社会経済・文化のグローバル化の進展により、市民や民間における国際的な交流はますます活発になっています。

こういったなか、地域において外国の人々と相互に理解と友好を深めることは、市民の異文化理解の促進や国際的視野の醸成、さらに外国人住民の人権保障など、重要な意義をもっているといえます。

野洲市は、アメリカ合衆国ミシガン州クリントンタウンシップと姉妹都市を締結しており、ホストファミリーによる交流を毎年相互に行っているほか、団体や企業による多様な国々（中国・インドネシア・ロシア等）との交流活動や、異文化の相互理解に向けた取り組みが活発に実施されています。

市内に居住する外国人については、県内の市町に比べ、人口の比率では多くはないものの、新たに居住する外国人は増加傾向にあることから、今後も国際的な理解をさらに深めることとともに、その輪を広げていくことが重要となっています。

そのためには、市民が主体となった活動を引き続き支援するとともに、学校教育における国際理解教育の強化を図ることが必要です。

言葉などの障壁を持つ外国人に対しては、孤立することなく安心して日常生活が送れるよう、コミュニケーションの支援や生活全般にわたる相談などを実施していくことが必要です。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
国際交流や異文化交流を日頃から行っていると考えられる市民の割合	14.3%	30%	60%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

8 . 多文化共生社会の実現	異文化理解の促進や国際的視野の醸成
	在住外国人への支援

〔基本事業の内容〕

異文化理解の促進や国際的視野の醸成

- ・異文化を共に理解し真に国際的な視野を醸成するためには、日本人と外国人が互いの文化に実際に触れることが何よりも有効であるため、地域社会又は海外における相互の交流活動を、団体や企業などの民間の活動と連携して積極的に推進します。
- ・また、年少期から異文化に対する理解をはぐくむために、学校教育における国際理解教育の充

実を図るとともに、生涯学習の教材の一つとしてとらえ、これらの事業と連携して、相互理解の拡大と継続的な推進を図ります。

在住外国人への支援

- ・主に来日直後の外国人については、言語の壁が今後の生活の大きな支障となることから、団体や住民との協働による日本語（識字）教室の開催を支援するほか、地域社会などにおける孤立を防ぐため、コミュニケーションの場づくりなどを積極的に支援します。
- ・また、地域社会の必要なルールや制度などを理解するために、生活ガイドブックの充実を図り情報提供に努めるほか、日常生活を送る中で生じてくる精神的な不安の解消や、多様な課題の解決に向けて、それらの糸口となるよう、相談・支援体制の整備を進めます。
- ・母語を維持し、また、子どもたちに伝えていくための機会を提供します。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・国際理解教育等に積極的に取り組むことにより、違いを認め合うという共生の意識を醸成します。

- ・在住外国人の現状を把握し、日本の文化や母国の文化についての学習の機会を保障するとともに、人権擁護施策の積極的な推進により、不当な差別等に適正に対処します。

環境 ・世界共通の課題である環境問題をテーマに情報交流を進めることなどにより市民レベルでの環境意識の高揚に努めます。

協働 ・市民との協働で推進されることにより施策の成果が期待されるものであり、個人の取り組み、団体・企業での取り組みなど、すべての場面をとらえて協働による促進を図ります。

〔関連計画〕

人権施策基本計画

（主要データ・資料）

【外国人登録人口の推移（外国人登録台帳）】

区分	世帯数	人口		
		総数	男	女
平成12年	164	369	176	193
平成13年	178	388	185	203
平成14年	203	416	207	209
平成15年	201	405	189	216
平成16年	289	450	211	239
平成17年	303	462	236	226

各年12月31日現在

第2章 人々が支え合う安心なまち

1 . 健康づくりの推進

〔施策の目標〕

すべての市民が、自分に合った健康づくりに取り組み、いきいきと充実した毎日を送ることができるまちをめざします。

〔基本認識〕

医療技術の進展等によりわが国の平均寿命は急速に延伸しましたが、その一方で、社会環境や食生活の変化等により心身の健康を阻害する要因も増えており、日常の健康づくりを促進し健康寿命（ ）の延伸等を図っていくことが極めて重要となっています。

また、がん、心臓病、脳血管疾患等の「生活習慣病」が死因の6割以上を占めています。「生活習慣病」は、日常の健康管理や食生活など若年期からの生活習慣の蓄積によるところが大きいことから、生活習慣を改善して健康を増進し、「生活習慣病」の発症を予防することが課題となっています。また早期発見・治療の体制整備が必要です。

今後は、団塊の世代の多くが老後を迎えさらなる高齢化が進展するなかで、生活習慣病予防や介護予防の視点に立った健康づくりについて、さらに市民一人ひとりの意識を高めるとともに、医療費適正化の点からも、的確な事業の推進に努める必要があります。

一方、今日的な課題として、複雑な現代社会の様々なストレスにまつわるうつ病等精神疾患の大幅な増加と、それに因るとされる自殺者の大幅な増加がみられます。また、若年層の朝食欠食者が多いことや、女性の喫煙率の上昇、誤った健康医療情報の氾濫などもみられ、これらによる健康障がいも懸念されているところです。

さらに、市民の健康づくりと安心を担う地域医療については、かかりつけ医制度の普及や、小児科や産婦人科などの機能・サービスの確保と充実が必要です。また、それを支える国民健康保険制度の健全運営が求められます。

健康寿命・・・健康寿命とは、元気で活動的に暮らすことができる長さのことを言います。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題であり、生活習慣病の予防が大きな鍵となっています。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
自分の健康状態に関心を持ち、それぞれの健康状態に応じて健康づくりや健康管理に努めていると考えられる市民の割合	68.6%	80%	95%
生活習慣病有病者・予備群の数	100	現状値に対し 25%減	現状値に対し 30%減
要介護認定者等の推移	1,378人 (平成18年3月末)	2,000人	2,200人

〔施策の柱（基本事業体系）〕

1. 健康づくりの推進	市民参画による健康づくりの推進
	健康の保持増進のための体制強化と地域医療の充実促進
	市民の健康課題に応じた健康づくりの推進
	食育の推進

〔基本事業の内容〕

市民参画による健康づくりの推進

- ・「ほほえみやす 21 健康プラン」の推進の一環として、各学区の「健康を考える会」を中心に身近な地域の取り組みを促進するなど、市民との協働により、具体的な健康づくりの実践をめざします。

健康の保持増進のための体制強化と地域医療の充実促進

- ・早期発見に向けた健診や健康相談等の充実については、医師会等関係機関との連携を密にして適切に実施するとともに、利便性の向上など市民が健診を受けやすい体制の充実に向けて取り組みます。
- ・保健・医療・福祉の連携により、三者が恒常的に連絡調整を図り、健康づくりの問題を共有できるよう体制の強化に取り組みます。
- ・地域医療については、かかりつけ医制度の普及に向け、市民の認識の醸成を医療保険者や医療機関と協調して図るほか、小児科や産婦人科などの機能・サービスの確保に向け支援します。また、国民健康保険の健全な運営と健康づくり事業との適切な連携を進めます。

市民の健康課題に応じた健康づくりの推進

- ・それぞれの年齢、状態、健康課題に応じた適切な保健事業の推進を図ります。
- ・高齢者については、転倒・骨折や閉じこもり、認知症の予防等に向けた、各種介護予防事業の推進を図ります。
- ・母子保健については、子育て支援施策として育児相談や育児教室等の事業の充実を図り、健やかな成長と発達を支援し、育児不安の解消をめざします。
- ・生活習慣病の発症を予防するため、メタボリック症候群（ ）の視点に基づいた事業の展開を図るとともに、自発的に取り組める環境やきっかけづくりを進めます。
- ・心の健康については、精神疾患に関する正しい知識の普及や理解の促進、情報の提供や、気軽に相談できる体制の整備を図ります。

食育の推進

- ・子どもの頃から正しい食習慣を身に付け、健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむため、「食育基本計画」に基づいて指導や啓発を進めます。
- ・学校教育、生涯学習、消費者・農業施策などの各事業や地産地消などの取り組みとの連携を図り、子どもからおとなまでの各世代に応じた浸透を図ります。

メタボリック症候群・・・メタボリック症候群とは、内臓脂肪型肥満によって高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病をはじめ、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態のことをいいます。メタボリック症候群は、約2000万人に及ぶと厚生労働省で発表された、全ての生活習慣病の元凶とされています。現在では、40代以降の男性は2人に1人、女性で5人に1人が“危険水域”に該当すると認定されています。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・健康づくりの啓発を進める中で、病気や障がいと共に生きる人々に対する理解を深めることにより、人権の擁護に努めます。

環境 ・食と健康に対する認識を深めることにより、健康意識と環境意識の相互の醸成を図ります。また、自然環境とのふれあいを重視した健康づくり事業を展開することにより、環境意識の向上をあわせて図ります。

協働 ・健康づくりに取り組む団体を中心にした取り組みを支援するなど、市民との協働により、具体的な健康づくりの実践をめざします。

〔関連計画〕

- ほほえみやす 21 健康プラン
- 食育推進計画（策定予定）
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 障がい者福祉計画
- 障がい福祉計画
- 次世代育成支援行動計画

〔主要データ・資料〕

【国民健康保険一人当たり費用額】（保険年金課）

1人当たり費用額 （療養給付費）	一 般（若 人）	退 職	老 人
平成12年度	167,374	345,330	625,868
平成13年度	178,002	340,565	623,998
平成14年度	173,986	336,065	611,549
平成15年度	178,423	335,766	659,569
平成16年度	188,441	332,403	696,579
平成17年度	199,637	350,342	727,013

若人・退職；平13以前4月～3月で集計、平14以降3月～2月で集計し、算出
老人；3月～2月で集計し、算出

【死因別死亡割合】（人口動態調査）

単位：人

区 分	総 数	悪性新 生物	脳血管 疾 患	心疾患	肺炎及 び気管 支炎	腎不全	肝疾患 及び肝 硬変	糖尿病	高血圧 性疾患	老 衰	不慮の 事 故	自殺	その他
平成13年	294	97	45	48	25	1	2	1	1	8	21	10	35
平成14年	308	92	38	55	25	7	2	6	3	6	12	13	49
平成15年	332	107	37	48	34	6	2	4	0	5	13	15	61
平成16年	328	116	41	42	37	7	8	3	2	3	5	14	50

2 . 高齢者福祉の充実

〔施策の目標〕

高齢者が生きがいを持って自立し、安心して生活を送ることができるまちをめざします。

〔基本認識〕

介護を必要とする高齢者は年々増加しており、介護予防や健康づくりなどによる健康寿命の延伸は喫緊の課題となっています。

野洲市における実態調査()の結果等から、高齢者の多くは、在宅で介護を受けることを望んでいることが明らかになっています。一人暮らし老人や老人のみの世帯、昼間独居老人など見守りが必要な老人世帯が増加するなかで、要介護高齢者等が自宅を中心に安心した生活を送ることができるよう、地域を基盤にした介護支援などの充実が求められています。

また、介護給付費用の適正化を図りつつ、要介護高齢者等の自立や支援に向けた介護サービスの提供が求められています。

一方、生涯学習や市民活動に高い関心を持つ高齢者が増加していることがうかがえます。健康で生きがいのある日常生活を送るためにも、そういった意欲をさらに喚起して高齢者の社会参画を推進する必要があります。

また、高齢者を狙った悪質な犯罪や高齢者が被害者となる交通事故の発生が増加しています。犯罪や災害などから高齢者を守る体制を地域とともに構築し、高齢者の生活を幅広く支援する地域福祉の充実が必要です。

「野洲市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する実態調査」…市内の高齢者 1,574 人を対象に実施。実施時期：平成 17 年 5 月～6 月 回収率：69.8%

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
大きな病気や障がいなどもなく普通に生活していると考えられる一般高齢者(65歳以上)の割合	52.8%	60%	70%
要介護認定者等の推移	1,371人	1,824人	2,000人

〔施策の柱(基本事業体系)〕

2 . 高齢者福祉の充実	地域で暮らしを支え合うまちづくりの実現
	いつまでも元気で暮らせるまちづくりの実現
	介護予防により笑顔で暮らせるまちづくりの実現
	納得できる負担でより良い介護ができるまちづくりの実現

〔基本事業の内容〕

地域で暮らしを支え合うまちづくりの実現

- ・ 援護を必要とする高齢者を的確に把握し、関係機関との連携の強化や地域の活動を支援することで、地域主導による高齢者の社会参加と健康づくりを実践します。
- ・ ひとり暮らしなどの高齢者を災害や事故など不慮の事態から守るため、地域住民の協力を基盤に関係機関とともに救援体制の整備を図ります。
- ・ 高齢者を狙った詐欺等については、訪問活動や相談事業の中で注視し、関係機関との連携を強化します。

いつまでも元気で暮らせるまちづくりの実現

- ・ 今後、高齢者がさらに増加することを踏まえて、多様な参加型の事業を実施するとともに、リーダー養成や地域社会等への積極的な参画を支援します。
- ・ バリアフリー化を推進することにより、高齢者にもやさしい社会環境を整えます。
- ・ 介護予防の視点に立ち、「ほほえみやす 21 健康プラン」に基づき、地域と一体となった健康づくりを推進します。

介護予防により笑顔で暮らせるまちづくりの実現

- ・ 介護予防の重要性についての啓発を積極的に行います。
- ・ 介護予防を主眼にしたケア・マネジメント（ ）については、本人の能力や意欲の向上に向けた適切な運用を図ります。
- ・ 認知症疾患の早期発見やその支援に向け、認知症の正しい理解のための普及啓発と相談体制の充実を図ります。

納得できる負担でより良い介護ができるまちづくりの実現

- ・ 身近な地域で介護予防に焦点をあてたサービスの提供を促進します。
- ・ 地域や関係機関等と連携して要介護者を早期に発見し、重症化の防止に努めます。
- ・ 介護支援専門員やサービス事業者と問題の共有化を図り、情報提供に努めます。
- ・ 要介護者の自立や支援につながるサービスの提供ができるよう、サービス事業者や介護支援専門員等の資質の向上のため、必要な支援を行います。

ケア・マネジメント…必要な介護サービス計画（ケア・プラン）の作成と、そのための個別ニーズを評価する課題分析、計画に即したサービス提供と実施後の管理、ニーズの再評価を行うこと。その担い手である専門職がケアマネージャー（介護支援専門員）

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・ 高齢者虐待や認知症など高齢者を取り巻く問題を人権問題としてとらえ、社会的な理解の醸成を図ります。

- ・ 高齢者の権利擁護について関係機関と協力して必要な法制度の適用と共に支援を進めます。

環境 ・ 認知症の高齢者のリハビリテーションや高齢者の生きがいづくりのために自然環境を積極的に利用し、生き物や緑などと触れ合うことを主眼においた事業展開を図ります。

協働 ・ 高齢者の介護予防や生きがいづくりについて、地域やNPO等の活動との連携を図るとともに、その活動を多面的に支援します。また、犯罪や災害などから高齢者を守る体制の充実を地域とともに図ります。

〔関連計画〕

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ほほえみやす 21 健康プラン
- 地域福祉計画
- 交通バリアフリー基本構想
- 市民活動促進計画

〔主要データ・資料〕

【平均寿命の推移】(滋賀県)

単位:歳

	平成2年		平成7年		平成12年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
中主町	76.6	81.8	76.7	82.1	78.6	85.1
野洲町	77.5	81.3	76.8	83.5	78.7	84.5
滋賀県	76.4	81.9	77.1	83.2	78.2	84.9

【アンケート調査の結果から】

野洲市高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画策定に関する実態調査報告の結果から
平成17年6月実施

高齢福祉課(一般高齢者調査:対象数1,000人、回収数708人、回収率70.8%)
(軽度認定者調査:対象数354人、回収数258人、回収率72.9%)
(サービス未利用者調査:対象数220人、回収数135人、回収率61.4%)

(問)あなたは、地域にどのような役割を期待していますか。

単位:%

	一般高齢者	軽度認定者	サービス未利用者
身体上の緊急時の対応	47.8	53.7	47.9
防災、防犯などの日常協力体制	51.9	40.8	35.1
近隣との問題が起こったときの解決	13.1	6.3	5.3
子どもや高齢者のお世話	10.8	11.8	3.2
ひとり暮らし高齢者、高齢世帯の見守り活動	26.2	32.5	23.4
お祭り等住民間の交流	9.1	4.7	4.3
日常のふれあいの場	30.8	29.0	22.3
暮らしの情報提供	20.3	14.9	20.2
その他	2.1	2.0	4.3
無回答	13.4	12.5	18.1
回答数	701人	255人	94人

3 . 障がい者福祉の充実

〔施策の目標〕

障がいがある人もない人も、同じ社会に生きる仲間として互いに尊び合い、充実した毎日をいきいきと送ることができるまちをめざします。

〔基本認識〕

障がい者の自立意識の高まりやニーズの多様化により、障がい者の社会参画に向けて、行政や地域社会などの協働による支援を充実していくことは、今後ますます重要となっています。

障がい者に対する支援制度は、障がい者の自立を促す制度の深化に向けて、取り組みが進められているところであり、野洲市においても「障がい者福祉計画」などに基づくサービス支援体制の充実が求められています。

障がいのある人が安心して住める地域とするため、ノーマライゼーション()の考え方を浸透させ、社会参加の促進を図るとともに、障がい者に対する差別意識や偏見の解消を進める必要があります。このほか、ユニバーサルデザインのまちづくりをさらに強化して展開していくことも重要な課題です。

また、災害や犯罪などからの安全確保についても、高齢者と同様に地域ぐるみで支える取り組みが必要です。

ノーマライゼーション…障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
障がい者にとって住みやすいまちであると感じている障がい者の割合	61.3%	65%	70%
就労により社会参加している障がい者の割合	37.2%	40%	45%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

3 . 障がい者福祉の充実	就労等の相談支援
	社会参画の促進
	自立支援サービスの充実
	ノーマライゼーションの意識の普及啓発
	療育の充実

〔基本事業の内容〕

就労等の相談支援

- ・事業所等への就労については、「就労支援計画」に基づいて利用者の意向に沿った相談支援を実施し、障がい者本人の技能取得に対するサポートを実施します。
- ・就労支援施設に対しては、障がい者の地域生活を支援する協働の担い手として、また、一般就

労に向けた技能取得の活動の促進に向け支援を図ります。

- ・障がい者からの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のための援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

社会参画の促進

- ・手話通訳者等の派遣、外出支援など、障がい者が地域社会に出て行く機会の拡大に向け、支援体制の強化を図ります。
- ・障がい者の社会参画を図るため、気軽に参加できる交流機会の提供の充実を図ります。
- ・道路や駅や商業施設などのバリアフリー化を図るため、改善を進めるとともに、事業者の認識の向上に向け啓発を進めます。

自立支援サービスの充実

- ・高齢化にも対応した、適切なケア・マネジメント（ ）体制を整備するとともに、「障がい福祉計画」に基づき、障がい者のニーズに合った居宅サービスの充実を図ります。また、制度に則した施設形態への移行などについて支援を進めます。
- ・グループホームなども含めて、生活を前向きに支援する体制を整備します。

ノーマライゼーションの意識の普及啓発

- ・だれもが地域の一員として共生できるよう、障がいへの理解を人権問題としてとらえ、市民への啓発を進めます。

療育の充実

- ・障がいを持つ子どもの発達を支援するため、保健・医療・福祉・教育の連携について、体系的な取り組みを進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

ケア・マネジメント・・・必要な介護サービス計画（ケア・プラン）の作成と、そのための個別ニーズを評価する課題分析、計画に基づく実施後の管理、ニーズの再評価を行うこと。その担い手である専門職がケアマネージャー（介護支援専門員）。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・人権問題として障がい者問題をとらえ、障がいへの理解などについて市民への啓発を進めることにより、だれもが地域の一員として共生できる地域づくりをすすめます。

環境 ・生き物や緑などに触れ合う機会を設けて、野洲市の豊かな自然環境を生かした療育や自立支援の展開を図ります。

協働 ・障がい者を支援する様々な活動を、個人・団体・地域の協働の取り組みによって促進し、すべての人が共生できる社会の実現をめざします。

〔関連計画〕

地域福祉計画

障がい者福祉計画

障がい福祉計画

就労支援計画

交通バリアフリー基本構想

〔主要データ・資料〕

【3障がいに係る手帳保有者数】(社会福祉課・健康推進課)

身体障がい者手帳交付者数

単位:人

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
視覚障がい	18歳未満	1	1	3	2
	18歳以上	117	118	118	123
	計	118	119	121	125
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	4	5	4	5
	18歳以上	99	102	111	114
	計	103	107	115	119
音声・言語・ そしゃく機能 障がい	18歳未満	0	0	0	0
	18歳以上	25	23	22	23
	計	25	23	22	23
肢体不自由	18歳未満	16	15	15	16
	18歳以上	811	814	847	868
	計	827	829	862	884
内部障がい	18歳未満	8	8	8	10
	18歳以上	371	375	382	401
	計	379	383	390	411
合計	18歳未満	29	29	30	33
	18歳以上	1,423	1,432	1,480	1,529
	計	1,452	1,461	1,510	1,562

療育手帳交付者数

単位:人

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
重度	18歳未満	27	28	32	36
	18歳以上	85	86	93	96
	計	112	114	125	132
中軽度	18歳未満	46	42	52	58
	18歳以上	73	81	84	91
	計	119	123	136	149
合計	18歳未満	73	70	84	94
	18歳以上	158	167	177	187
	計	231	237	261	281

精神障がい者保健福祉手帳交付者数

単位:人

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
交付者数	57	83	97	134
うち新規申請	9	19	20	37
1級	9	15	11	15
2級	40	49	61	91
3級	8	19	25	21

4 . 地域福祉の推進

〔施策の目標〕

障がいがある人もない人も、同じ社会に生きる仲間として互いに尊び合い、充実した毎日をいきいきと送ることができるまちをめざします。

〔施策の目標〕

住み慣れた地域を基盤にして健やかな日常生活を安心して送ることができるまち、共生のまちをめざします。

〔基本認識〕

地域福祉とは、地域での子ども、障がい者、高齢者など生活上のさまざまな課題を軽減・解決するために、それぞれの「対象者」ごとに考えるのではなく、暮らしの場である「地域」を解決する場としてとらえ、「地域」を基盤として福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを作ろうとする営みです。

野洲市においても、子育てや高齢者・障がい者の介護などの生活の中での様々な課題について、地域の持つ潜在力に着目し、個人・行政と地域の適正な役割分担により、それらの課題解決をさらに円滑に進める必要があります。

そのため、地域住民が一体となって細やかな視点で自らの地域を見つめ、地域の実態を把握するとともに人とひととのつながりを基盤に助け合い、地域の福祉の向上に向けて取り組みを行う仕組みづくりが求められています。

また、今日、高齢者や障がい者の社会参画が求められる中で、地域社会はその最も身近な活動の場としての役割を果たす必要があります。

こうした課題に対応するため、地域福祉計画等に基づく地域福祉の推進が必要であり、これまでも地域福祉を担ってきた社会福祉協議会、民生委員児童委員、各種のボランティア団体やNPOと連携し、効率的かつきめ細やかで、支援が必要な人の立場に立ったサービス提供の仕組みづくりや心温かい取り組みを進める必要があります。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
自分が福祉課題に直面した場合でも、地域住民が相互に支え合える意識を持っていると考える市民の割合	37.1%	50%	60%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

4 . 地域福祉の推進	地域団体形成への支援及び拠点の充実
	相互扶助の意識啓発
	地域福祉型制度の推進

〔基本事業の内容〕

地域団体形成への支援及び拠点の充実

- ・地域において福祉活動に取り組む団体やリーダーの養成を図るとともに、社会福祉協議会、民生委員児童委員、各種のボランティア団体やNPOの活動との連携や相互協力により地域の潜在力を引き出します。
- ・各種団体の情報の交流拠点として、情報交流センターの機能を充実することにより、情報の共有化に努めます。

相互扶助の意識啓発

- ・地域福祉の取り組みを市民に広めるため、先進的な事例を紹介するなど情報提供に努めます。
- ・学校教育や生涯学習の中で、地域における相互扶助の重要性について意識の醸成を図ります。

地域福祉型制度の推進

- ・子育てや高齢者・障がい者の介護などの生活の中での様々な課題にかかる福祉サービスについては、地域のつながりを大切にし、利用者や受給者が自らの住む地域で安心して提供が受けられるよう地域の実態を把握して、その特性に応じた細やかな推進を図ります。
- ・地域福祉を推進していくため、各種施策を個別に実施するだけでなく、地域の実情をとらえ総合的な施策の展開を図ります。
- ・地域の特性に応じたサービスの拠点について、行政と民間の役割分担の上で確保を図ります。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・障がい者や高齢者などの人権を尊重し、自らの問題として認識することにより、相手の立場に立って実践する本当の意味での地域福祉の実現をめざします。

環境 ・地域における環境保全活動と地域福祉活動を連携させる取り組みを支援していきます。

協働 ・地域住民が一体となって細やかな視点で自らの地域を見つめ、人とひととのつながりを基盤に助け合い、地域の福祉の向上に向けて取り組みを行う仕組みづくりを推進します。

〔関連計画〕

地域福祉計画

市民活動促進計画

地域防災計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

障がい者福祉計画

次世代育成支援行動計画

5 . 低所得者福祉の推進

〔施策の目標〕

経済的に不安定な生活を余儀なくされている人が、安心して自立した生活を送ることができるまちをめざします。

〔基本認識〕

低所得世帯の支援については、ケースワーカー（ ）を中心として、民生委員児童委員や社会福祉協議会等の協力を得て生活支援などの適切な対応に努めています。特に経済的な支援を要する生活保護世帯には、対象世帯の生活状況の適正な把握により措置を講じています。

野洲市における保護率は、県平均と比較すると低い状況にあります。また、受給開始理由として「世帯主の傷病」が最も多くなっており、そのほか、「離婚等の離別」、「減収」などとなっています。しかしながら受給者に関しては、近年、受給期間の長期化が進んでおり、新規受給者も増加していることから、受給原因に対応した適切なケースワーク（ ）が必要であるとともに、特に就労による自立支援に努める必要があります。

今後も、関係機関との連携により、生活課題に応じた諸施策の適用による支援の実施に努める必要があります。

また、年金などの社会保障制度の安定した運用に向けて、相互扶助の観念や将来の生活保障について、市民の意識啓発を進める必要があります。

ケースワーク…困難な課題、問題をもった対象者が主体的に生活できるように支援、援助していく個人や家族といった個別に対する社会福祉援助技術のこと。

ケースワーカー…ケースワークを担当する職員。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
生活保護受給者のうち、就労等により自立できた人の割合	3 . 5 %	3 . 5 %	3 . 5 %

〔施策の柱（基本事業体系）〕

5 . 低所得者福祉の推進	低所得者の自立支援
	生活保護制度の適用
	社会保障制度についての意識啓発

〔基本事業の内容〕

低所得者の自立支援

- ・各種施策などにおける貸付制度や給付制度、減免措置などの負担軽減のための制度について、相談窓口等で有機的に調整し適正な活用を進めることにより、低所得者の生活支援につなげます。
- ・公営住宅の運営や役割について抜本的に見直すとともに、適正な維持・管理を図ることにより、

低所得者や住宅困窮者の生活支援を図ります。

- ・就労支援センターやハローワークなど、関係機関による取り組みと連携し、低所得者の就労を支援します。

生活保護制度の適用

- ・受給原因に対応した適切なケースワークを実施するとともに、就労による自立支援に向けて、関係機関への働きかけ等を行います。
- ・就労による自立が困難な人に対しては、社会参加を促進することや自らの健全な生活の維持に向けて支援を図ります。

社会保障制度についての意識啓発

- ・相互扶助の観念や将来の生活保障について、あらゆる機会をとらえて市民の意識啓発に努めます。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・市民の生活基本権を守るため、制度の適正運用に努めます。また、生活保護受給者への偏見や差別が発生しないよう事業実施に当たっての配慮に努めます。

協働 ・民生委員児童委員の取り組みや関係団体の協働の取り組みを促進するとともに、地域福祉の充実により、生活支援が必要な人を地域で支える社会づくりを進めます。

〔関連計画〕

地域福祉計画

地域住宅計画

〔主要データ・資料〕

【生活保護率の推移、保護開始の理由】(社会福祉課)

	昭和50年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
世帯	46	75	88	89	96	91
人員	98	111	133	134	151	141
保護率(%)	0.30	0.23	0.27	0.28	0.30	0.28

平成18年度2月現在の滋賀県の保護率 0.57%

【保護の開始の理由】(社会福祉課)

単位:人・%

世帯主の傷病		世帯員の傷病		働いていたもの離別等		働きによる収入減		仕送り等の減少		他管内から移管		合計	
世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
9	69.2	0	0	1	7.7	0	0	3	23.1	0	0	13	100

6 . 防火・防災対策の強化

〔施策の目標〕

災害から生命と財産が守られる安心・安全なまちをめざします。

〔基本認識〕

災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心・快適な生活環境を整備することは、まちづくりの基本です。

近年、国内外で大規模な災害が発生しており、市民の防災への意識は高まっています。

本市では、琵琶湖西岸断層帯による直下型地震や東南海・南海地震における被害が想定されており、地震災害に対する備えが重要となっています。また、風水害や市域で発生した大規模な事故への的確な対応も求められています。

このため、地域防災計画を策定し、県内外との防災協定などの締結による広域での応援体制の整備や、防災行政無線による緊急時の連絡体制の整備を図り、災害に対する備えを進めているところです。

自衛消防隊などの自主的な取り組みは概ね進んでいるものの、高齢化が進行している状況です。

さらに、災害に対して総合的に対応する自主防災組織の整備が求められており、その取り組みを市域全体に進めているところです。

市内には、河川や急傾斜地の危険箇所なども一部残されており、被害の未然防止に向け改修など対策の強化が必要です。

このほか、市内の事業者等との災害応援協定の締結による物資調達体制の整備や備蓄食糧の確保、災害時要援護者への対応など、災害時の被害を最小限に食い止める努力が必要です。

防火・消防対策についても、関係機関と連携し、常備消防（消防署）及び非常備消防（消防団）の体制の充実を進めているところですが、消防団組織の強化が重要な課題となっています。

「国民保護計画」に基づく有事の際の対応を、県等と連携しながら、的確に図る必要があります。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
普段から災害に備えをしていると考えられる市民の割合	36.3%	60%	80%
自主防災組織組織率	32.5%	80%	100%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

6 . 防火・防災対策の強化	予防対策の推進
	災害時応急体制の確立
	災害の復旧

〔基本事業の内容〕

予防対策の推進

- ・地震災害に強い生活環境を構築するため、民間住宅の耐震診断や改修の支援、また公共施設の耐震化の推進を図ります。
- ・河川や急傾斜地など危険箇所の改修の推進を図ることにより、浸水や土砂流出による被害の解消に努めます。
- ・防災マップや洪水ハザードマップの活用を周知し、災害時の安全な避難誘導のための情報提供を図るとともに、避難訓練の実施とあわせて住民の防災意識の高揚を図ります。
- ・消防団活動の活性化を図るため、機能別団員（分団）制度（ ）の導入を図るなど、団員の確保に向けた条件整備を行います。
- ・高齢者・障がい者・施設入所者・乳幼児（をもつ親）・外国人など災害時に支援を必要とする人の把握やその避難誘導などの対応について、自主防災組織や関係機関と連携し、取り組みを進めます。

災害時応急体制の確立

- ・自主防災組織を育成し、地域での連絡体制の整備や初動体制の強化を図ります。
- ・地元の医療機関、食料販売店、一般廃棄物業者、管工事業・建設事業者、企業・事業所等の民間団体との包括的な協力について、連携を強化します。
- ・市域における大規模な火災や事故などへの対応についても、災害時と同様の対応を図り安全の確保を行います。

災害の復旧

- ・災害により被害を受けた社会資本の復旧を、速やかに行います。
- ・国や県と連携し、住宅などの復旧にかかる被害者の支援を円滑に行います。

機能別団員制度・・・基本的な制度の団員と同等の活動ができない人が、入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害に参加する制度。

機能別分団制度・・・特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は該当活動及び大規模災害対応等に参加する制度。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・災害時要援護者への支援について、十分な体制整備を図ります。

- ・すべての人が災害から守られるよう、施設整備に努めます。

環境 ・砂防等河川の改修について、環境にやさしい工法を用いるなど配慮します。

協働 ・自主防災組織を育成し、地域での連絡体制の整備や初動体制の強化を図るとともに、企業・事業所、団体との連携を強化します。

〔関連計画〕

地域防災計画

国民保護計画

地域福祉計画

高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画

障がい者福祉計画

〔主要データ・資料〕

【琵琶湖西岸断層帯地震による被害予想】(滋賀県資料)

	建物被害		人的被害			地震火災 出火件数 件	避難者数 人
	全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数	うち重傷者数		
	棟	棟	人	人	人		
野洲市	1,397	3,443	35	656	48	1	3,662
計	45,994	54,078	1,274	10,166	650	39	82,889

断層帯の南部において、早朝(午前5時頃)に発生したと想定。
第2次琵琶湖西岸断層帯等による地震被害予測調査(平成17年4月)より

7 . 市民生活の安全性の確保

〔施策の目標〕

防犯対策や消費生活の安全性の向上により、安心して生活できるまちをめざします。

〔基本認識〕

家庭や地域社会での人間関係の希薄化、青少年を取り巻く環境の複雑化、ストレス社会の進展などにより社会情勢が不安になる中で、全国的には犯罪の発生件数に減少傾向がみられるものの、犯罪者の低年齢化や残虐化が見られ、子どもや女性、高齢者など、社会的に弱い立場にある人の被害が多くみられる状況となっています。

野洲市における犯罪の発生状況は、近年は減少傾向にありますが、刑法犯罪の県内の犯罪率にみる県下での位置は、26市町中11位（H18.1～4累計）と少なくない状況です。

今後も、野洲市地域安全に関する条例に基づき、市民の生命・財産を守るとともに、防犯・地域安全対策を強化する必要があり、「自分たちのまちは自分で守る」という意識のもとに、地域での自主防犯活動の積極的な取り組みが必要です。

また、消費生活をめぐるトラブルや犯罪は全国的に増加傾向にあります。野洲市においても、消費生活相談件数は増加しており、特に高齢者層を狙ったものの割合が増加しています。相談内容は、不当・架空請求等にかかる相談が多くを占め、また、訪問販売・電話勧誘などの特殊販売に係る事案や多重債務に関する相談も多く寄せられています。

悪質巧妙化する手口に係る相談に対応するために、相談窓口の充実や職員の対応能力の向上、法令などの充実が必要となっています。また、専門機関とのネットワークを整備する必要があり、特に高齢者をはじめとする社会的弱者の被害を防止するためには、福祉や生涯学習施策と連携した啓発等の取り組みや速やかな情報提供が必要です。

安全な商品を安心して購入できる消費生活を確保するため、製造、流通、販売の各過程における透明性の確保を図るとともに、関係者および市民の意識向上が必要です。特に野洲市では、生産地としての責務から、安全安心な農産物の提供を図る必要があります。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
防犯面で不安を感じている市民の割合	39.6%	20%	10%
犯罪発生率	118.1% (県平均 137.9%)	95% (20%)	75% (20%)
安全な消費生活に必要な知識を得ていると考えられる市民の割合	47.1%	70%	80%
市民消費者相談窓口等相談する手段を知っている市民の割合	55.6%	70%	80%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

7. 市民生活の安全性の確保	市民との連携と防犯意識の向上
	防犯施設の整備
	消費者被害の未然防止
	消費者の被害救済
	安全な商品・サービスの確保

〔基本事業の内容〕

市民との連携と防犯意識の向上

- ・地域での自主防犯活動が積極的に展開されるよう、組織化の支援や地域の活動に対する指導に努めます。
- ・広報紙の発行や防犯パトロール車による広報、地域や事業所における研修会などあらゆる機会をとらえて防犯意識の向上に努めます。

防犯施設の整備

- ・防犯灯、防犯カメラ等の設置を進めるとともに、危険箇所等への対策などを強化することにより、犯罪の未然防止に努めます。

消費者被害の未然防止

- ・消費生活にかかる意識の向上に向けた啓発講座を開催するほか、市の広報紙やホームページ等を利用した速やかな情報提供に努めます。
- ・消費者問題に取り組む市民団体との連携により、市民生活に根ざした効果的な啓発を推進するとともに、団体の活性化を支援します。

消費者の被害救済

- ・被害にあった消費者からの相談事案に対して、救済に向けた指導に努めるとともに、行政や民間の関係機関および弁護士会・司法書士会との連携を強化します。
- ・市役所における相談窓口の体制強化を図るとともに、県や他市町とのネットワークの強化に努めます。

安全な商品・サービスの確保

- ・不当表示に対しては、商店への立入調査等を的確に実施し、監視体制の充実を図ります。
- ・食品の安全を確保するために、地産地消の取り組みを推進するとともに、農産物についてのトレーサビリティシステム（ ）の構築をめざします。
- ・生産地として安全な農産物の提供を図るため、農業生産者の意識の向上に努めるとともに、減農薬や有機栽培に対する取り組みを促進します。

トレーサビリティシステム・・・「追跡可能性」と訳され、販売されている食品が、いつ、どのように生産、加工、流通されたのかを記録などに基づいて生産段階までさかのぼってチェックできるようにするシステム。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・ 被害者や相談者の立場に立った消費生活相談を実施します。

- ・すべての人が犯罪に遭わないよう、必要な設備の整備に努めます。

環境 ・ 環境に配慮した商品や安全な商品を見きわめることや、買い物袋を持参することなど、

環境に配慮した消費実践ができるよう啓発を推進します。

協働・防犯活動においては、個人や、地域などの団体が担う役割は大きく、防犯意識の高まりや未然防止に向けた活動を積極的に支援、推進します。

〔主要データ・資料〕

【犯罪発生状況】(守山警察署)

単位:件

年次	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
平成14年	1	17	781	19	0	131	949
平成15年	0	13	665	19	8	139	844
平成16年	6	16	527	31	0	87	667
平成17年	2	11	429	34	5	99	580

各年次末現在

【犯罪率の推移】(守山警察署)

単位:件

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
172.3	169.4	147.3	170.5	118.1

犯罪率は人口1万人あたりの犯罪認知件数

【消費生活相談の受付状況】

年度別件数

	平成16年度	平成17年度
相談件数	1,175	803

相談者の年齢(相談者数)

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
相談者数	17	79	143	137	115	97	215	803
比率	2.1%	9.8%	17.8%	17.1%	14.3%	12.1%	26.8%	100.0%

相談内容(のべ件数)

	契約・解約	販売方法	法規・基準	価格・料金	品質・機能	接客・対応	その他	計
件数	654	230	138	50	49	26	40	1,187
比率	55.1%	19.4%	11.6%	4.2%	4.1%	2.2%	3.4%	100.0%

販売・購入形態

	通信販売	店舗高級	訪問販売	電話勧誘	無店舗	押しつけ	その他	計
件数	318	183	113	38	25	13	113	803
比率	39.6%	22.8%	14.1%	4.7%	3.1%	1.6%	14.1%	100.0%

8 . 交通安全の推進

〔施策の目標〕

交通事故のない安全なまちをめざします。

〔基本認識〕

交通安全設備の整備等により、全国的には長期的に見ると、交通事故による死者数は減少傾向にあります。発生率や死傷者数については、増加ないし横ばいの傾向が見られます。

本市においては、交通事故の発生件数は、年によって変動が見られるものの、予断を許さない状況にあり、市民の生命・財産を脅かす交通事故の防止は依然として重要な課題であるといえます。特に近年の野洲市の傾向として、高齢者の交通安全対策が急務となっています。

野洲市の道路については、歩道の未設置区間が長く（市道総延長335kmのうち歩道整備済みの延長42km）通勤ラッシュによる道路渋滞も発生しており、通行に注意を要する箇所が多い状況となっており、対策を講じるとともに、道路のバリアフリー化を進める必要があります。

あわせて、交通指導員による交通安全意識の啓発や、自治会などとの協働による交通安全運動の推進が必要です。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
交通事故発生率の推移	340件	現状値に対し 5%減	現状値に対し 10%減
交通事故による死亡者数の推移	6人	0人	0人
交通事故による負傷者数の推移	428人	現状値に対し 5%減	現状値に対し 10%減

〔施策の柱（基本事業体系）〕

8 . 交通安全の推進	交通安全意識の高揚
	交通安全施設の整備

〔基本事業の内容〕

交通安全意識の高揚

- ・高齢者や子どもなど、交通弱者の自己防衛意識の向上や、自動車運転手のマナーの向上に向けて、交通安全教室等を通じた交通安全啓発に努めるとともに、関係機関と連携した街頭啓発活動の強化などにより、注意を喚起し、交通事故の防止に努めます。

交通安全施設の整備

- ・道路の危険箇所について、把握や検証に努めるとともに、必要に応じた改良等の措置を進めます。
- ・交通バリアフリー構想・実施計画の取り組みを市全体に広め、人にやさしいまちの実現をめざします。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・道路のバリアフリー化を進めることにより、だれもが、安全に通行でき、交通事故から守られる社会をめざします。

環境 ・安全運転は環境にもやさしい運転であり、その実践は、交通事故防止と二酸化炭素排出抑制のいずれにも寄与することから、環境啓発とあわせて啓発を推進します。

協働 ・交通安全が図られる社会の実現においては、個人や、地域などの団体が担う役割は大きく、交通安全意識の高まりや事故の未然防止に向けた活動を積極的に支援、促進します。

〔関連計画〕

交通安全推進計画（策定予定）

交通バリアフリー構想・実施計画

〔主要データ・資料〕

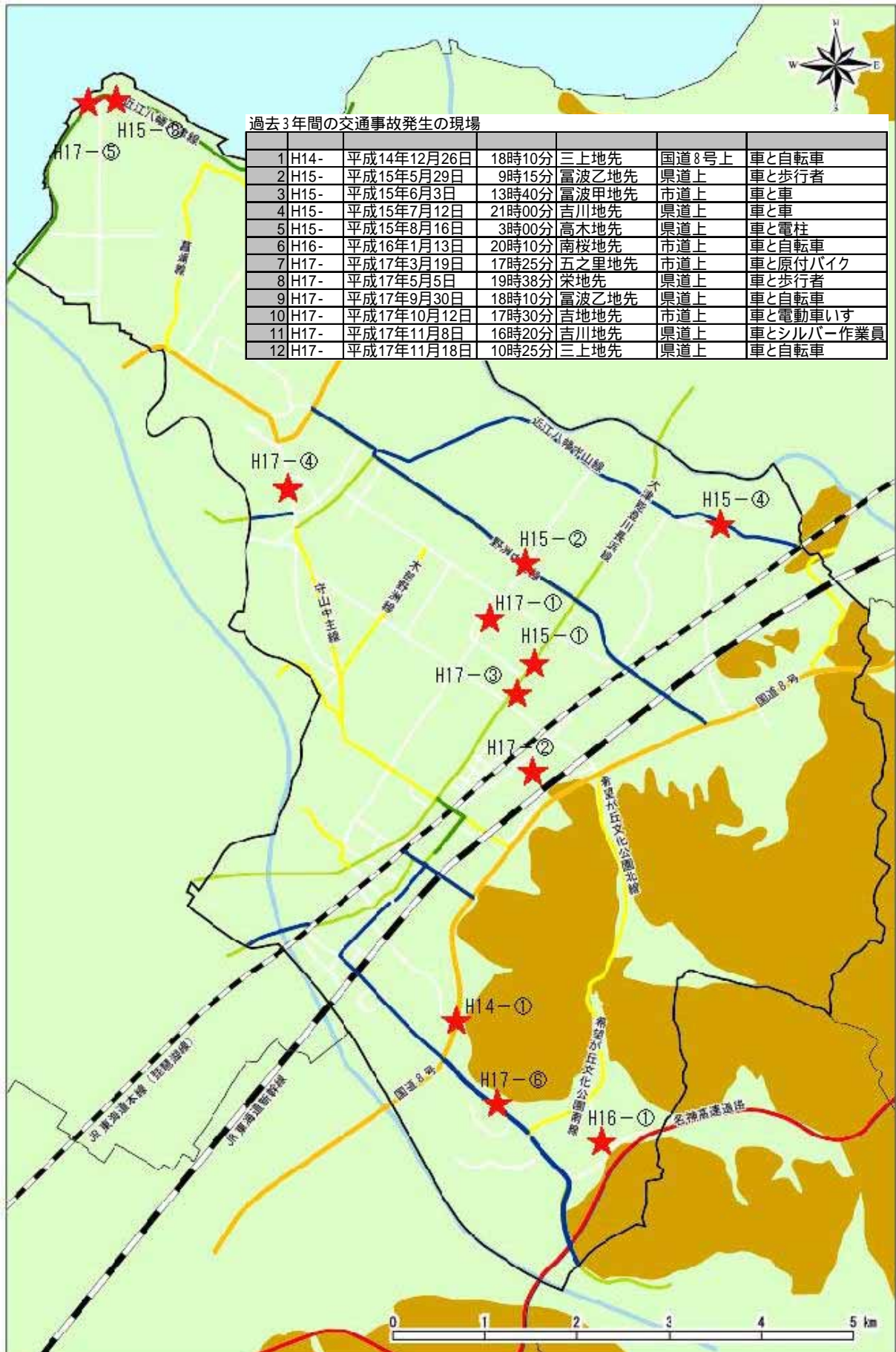
【交通事故発生状況】（守山警察署）

単位：人

年次	旧野洲町			
	発生状況	死者数	負傷者数	死傷者数
平成14年	337	1	471	472
平成15年	365	5	477	482
平成16年	363	1	484	485
平成17年	340	6	428	434

各年末現在

【交通事故（死亡事故）発生状況図】



第3章 美しい風土を守り育てるまち

1 . ふるさとの景観の保全と創造

〔施策の目標〕

三上山や琵琶湖などの自然と調和したふるさとの眺望景観と各地域の特性に応じた優れた街並み景観が保全・創造される美しいまちをめざします。

〔基本認識〕

地域の優れた景観は、住む人や訪れる人の心にうるおいを与えるだけでなく、地域に対する愛着心を育て、定住意識の高揚や住みよいまちづくりへの参画を促す大きな力となります。

野洲市では、三上山や琵琶湖などの美しい自然、社寺・古墳や中山道・朝鮮人街道といった歴史・文化資源、広々とした田園風景やのどかな里山といった豊かな景観が見られ、これらを生かしたふるさとの景観形成への取り組みもなされてきました。

人々の中に、潤いのある生活と安らぎ癒されるまちの景観を求めるニーズが高まっているとともに、それらを次代に伝えていくことが望まれていることから、今後も景観の保全と有効な活用、さらに新たな景観の創造を進める必要があります。

そのためには、まちの整備等にあわせて、景観の保全と創造を計画的、体系的に進める必要があります。

また、市民のふるさとの景観づくりに対する意識の高揚を図り、既存集落の修景事業への参加や協力を進めるとともに、景観にかかる住民協定の締結などを促すことも必要です。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
野洲市は、三上山や琵琶湖、田園景観などの眺望景観に優れたまちだと考えている市民の割合	84.5%	85% 現状保持	85% 現状保持
野洲市は、街並みの景観が優れたまちだと考える市民の割合	46.7%	50%	60%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

1 . ふるさとの景観の保全と創造	地域の景観資源の保全
	地域性豊かな街並みの創造

〔基本事業の内容〕

地域の景観資源の保全

- ・三上山や里山から田園を経て琵琶湖へ続く眺望景観を貴重な地域資源として、その景観の保全に配慮したまちの整備を進めます。
- ・生涯学習の教材として地域のフィールドワークなどを実施するなど、ふるさとの景観を再発見し、意識醸成に努めます。
- ・景観を乱す看板等構築物の設置については、住民の理解と協力を促すとともに、必要な指導の強化に努めます。

地域性豊かな街並みの創造

- ・ 建築協定等に基づき、均衡ある美しい街並みの形成を促します。
- ・ 道路整備や河川整備、市街地整備などの公共事業の施工に当たっては、景観の創造に配慮し実施します。
- ・ 修景事業等による新たな景観の創造について、市民とともに検討し計画的に推進します。
- ・ 地域の街並み醸成に対する認識を高め、近隣景観形成事業などに基づいた地域ぐるみの取り組みを促します。
- ・ 地域住民の自発的な意志に基づいた「景観協定」の締結を促進し支援します。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・ 景観保全や建築等に係る協定等の締結にあたっては、すべての人の参画と合意に基づいて検討がなされるよう、慎重に配慮して取り組みを進めます。

環境 ・ 自然環境そのものを保全することを基点にして景観の保全を推進します。

協働 ・ 景観の保全については、行政が関与できる部分が限られてくる事項も多く、市民が自ら協働で果たすべきことについて、積極的な取り組みを促し、協働のまちづくりを推進します。

〔関連計画〕

景観基本計画（策定予定）

2 . 水・緑環境の保全と創造

〔施策の目標〕

すべての市民が水や緑などの自然環境に親しみ、保全・創造する活動を実践することにより、かけがえのない地球を身近な地域の自然から見据え、守り続けていくまちをめざします。

〔基本認識〕

【水】

ふるさとの大切な水環境を守るため、生活排水の処理の徹底、農業濁水の流出防止についての啓発などを進めているものの、河川や琵琶湖等への生活排水や農業濁水の流入は続いており、引き続き指導・啓発を進める必要があります。

河川の水質については、琵琶湖に近い下流で BOD などの状況が悪く、下水道が普及しているにもかかわらず、平成 17 年度までの 10 年間においては大きな改善が見られない状況です。

水質改善が進まない背景には、琵琶湖岸の湿地や内湖が消滅したことや、長年により湖底に堆積したヘドロが解消されないことが考えられます。また河川については、自然浄化能力が低下していることや道路排水の流入、また、かつては各地域でみられた湧水が失われたことも原因として考えられます。

水質を改善していくためには、地域全体にビオトープ()的な機能を持たせ、積極的に市民が関わることにより、自然が本来有する自浄能力を回復させ、現在の水環境そのものを見直していく必要があります。

【緑】

身近な里山については、間伐ができていないなど荒廃が進行しているところが見られ、適正な保全・管理対策が必要となっています。また、里山の環境等に対する市民の関心も高まりつつあるが、十分とはいえない状況です。

また、野洲川等の河川改修の結果、自然のグリーンベルトが失われつつあります。旧野洲川の下流エリアの緑地については、自然環境の保全を第一とした適切な整備が必要です。また、琵琶湖岸の美しい松林や砂浜の創造と管理が課題となっています。

【水・緑と親しむ】

県立希望が丘文化公園や近江富士花緑公園など、市民が自然に親しめる公園等は充足されているものの、道路や住宅地の公園など、生活に身近な緑などについては、さらなる創造と保全が求められています。

市民が水と緑を愛する心を養い、水と緑に親しむことが必要ですが、緑や水環境の保全が、管理など日常生活における利便性と相反することが多い事実を認識し、環境という価値観でものをとらえることを喚起することが必要です。

ビオトープ・・・「ビオトープ」とは、ギリシャ語の『bio=生き物 + top=住むところ』という言葉を合わせて作ったドイツの造語です。一般的には生態系を大切に造ったり保全されている草原や沼地をいいます。

〔施策の成果指標〕

指標		現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
身近なところに親しめる木々や草地などの緑が豊富であると思っ ている市民の割合		74.3%	75%	80%
河川水質基準 新川の水質(家棟川合流 点付近)	窒素	1.28 mg/	1.00 mg/	0.60 mg/
	リン	0.161 mg/	0.100 mg/	0.050 mg/

河川における窒素、リンの基準で窒素0.6mg/、リン0.05mg/ は水産 2 種の基準値で、ワカサギ等の水産生物が生息できる環境を示しています。現状値の窒素1.28mg/、リン0.161mg/ は最低ランクの基準、窒素1.0mg/、リン0.1mg/ (コイ・フナ等の生物用)を満たしていません。

〔施策の柱 (基本事業体系)〕

2. 水・緑環境の保全と創造	水質汚濁の防止
	水質浄化機能の向上
	緑の保全
	緑の創造
	保全意識の高揚

〔基本事業の内容〕

水質汚濁の防止

- ・琵琶湖の水質汚濁の主要な原因と考えられている農業濁水の流出防止に向け、農業手法等についての啓発と指導を推進します。
- ・生活雑排水が河川に直接流入することを防ぐため、下水道網への接続をさらに推進します。
- ・道路排水が水質汚濁にもたらす影響も考慮し、環境に配慮した工法の採用に努めます。
- ・水質保全意識の高揚に向け、水を大切に、環境に配慮する暮らし方への移行など、市民への意識啓発に努めます。

水質浄化機能の向上

- ・河川改修等においては、自然に近い環境を創造する多自然型の整備手法を取り入れるとともに、集落内の水路に落差工を設けることなどを検討し、濁水の防止に努めます。
- ・休耕田をピオトープとして利用するなどし、新たな浄化システムの構築をめざします。

緑の保全

- ・里山や湖岸地域の緑の適正な保全に向け、関係団体や県等と連携するとともに、所有者と協調して整備を進めます。
- ・鎮守の森など地域の緑の保全に向け、住民の意識の啓発と指導に努めます。

緑の創造

- ・住宅地の公園などの身近な地域の緑や里山の緑の創造に向けて、地域住民との協働により推進します。
- ・心和む街の緑の創造に向け、開発事業における緑化の推進について、企業や市民に協力を求めます。
- ・公共施設や道路等の緑化に取り組みます。

保全意識の高揚

- ・緑の少年団の育成など、年少期から緑に親しむ機会を通じて、緑化意識の醸成に努めます。
- ・親水・緑空間の活用が、緑・水環境の保全と創造につながるという認識により、生涯学習や学校教育事業と協力して、市民が訪れ、親しめる機会を提供します。
- ・野洲市内の水と緑環境はかけがえのない自然の生態系維持環境であり、市民一人ひとりが大切にすべきものとして保全のための意識啓発を図ります。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・自然環境を破壊する行為は、健康に生きる権利を侵害している行為であるという認識に立って、環境保全に対する意識の高揚を図ります。

環境 ・地域の水、緑環境など身近な自然環境の保全と創造は、地球環境全体を地域からかん養する取り組みであり、環境問題の大きな柱であると認識し取り組みを進めます。

協働 ・市民共有の財産として、緑や水環境を愛する気持ちをはぐくみ、管理や創造に向けて、市民、事業者、団体との協働を促進します。

〔関連計画〕

緑の基本計画

環境基本計画

都市計画マスタープラン

国土利用計画

農業振興地域整備計画

〔主要データ・資料〕

〔次頁図の解説〕

全窒素・・・水中に存在する窒素の総量のこと。水中に溶存しているかどうかで、溶存態窒素と懸濁態窒素に、また、物質の状態により有機態窒素と無機態窒素に区分され、全窒素はこれらすべてを含みます。(滋賀県琵琶湖研究所記念誌より)

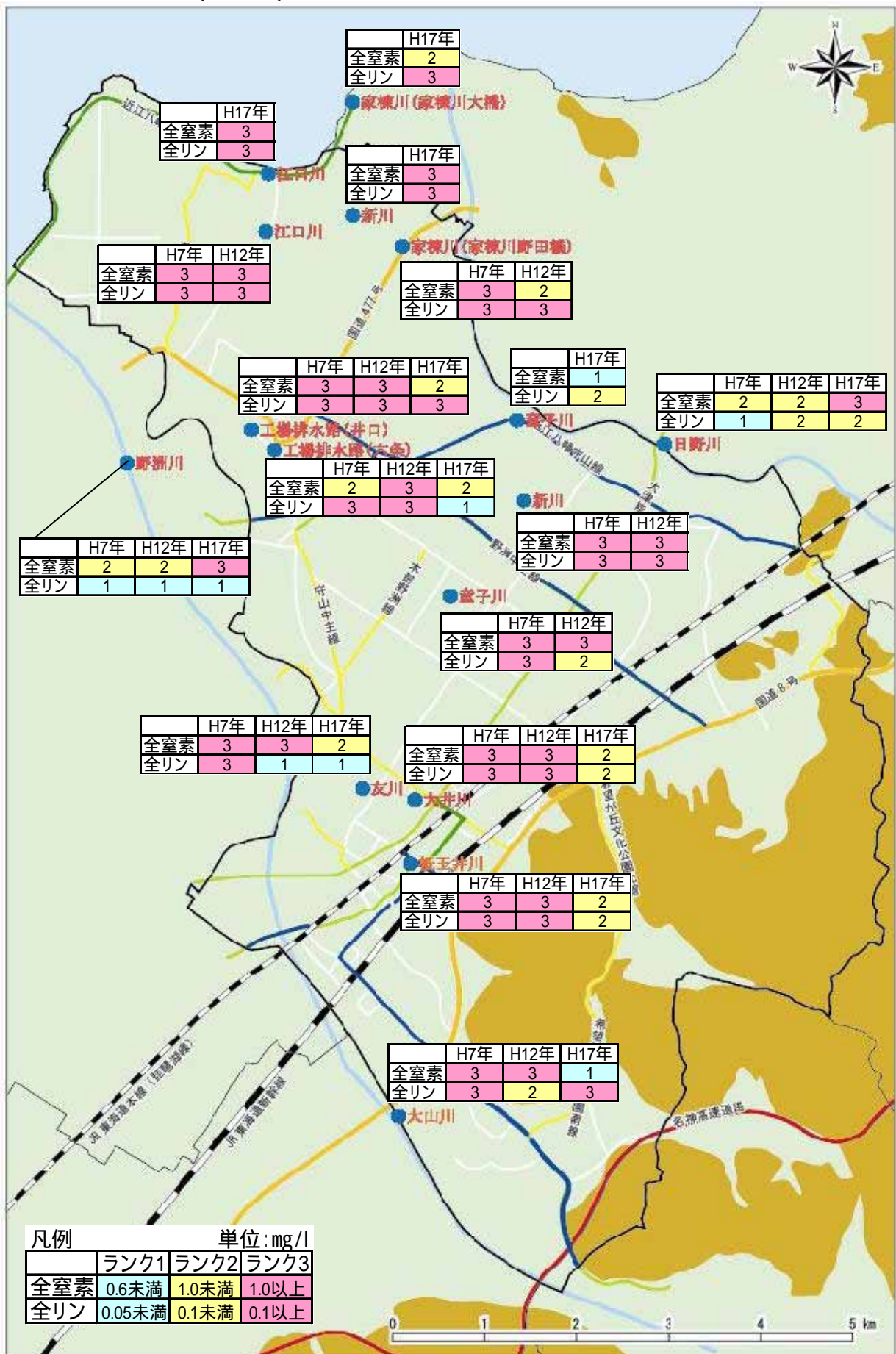
全リン・・・水中に存在するリンの総量のこと。水中に溶存しているかどうかで、溶存態リンと懸濁態リンに、また、物質の状態により有機態リンと無機態リンに区分され、全リンはこれらすべてを含みます。(滋賀県琵琶湖研究所記念誌より)

全窒素 0.6 mg/l、全リン 0.05 mg/l は「湖沼の窒素及びリンに係わる環境基準」で「水産 2 種（水産生物が棲息できる）」に相当する値。全窒素 1.0 mg/l、全リン 0.1 mg/l は「湖沼の窒素及びリンに係わる環境基準」で「日常生活において不快感を生じない限度」に相当する値。

図中の各年の数値は、このデータをランク化したものであり、ランク 1 は全窒素 0.6 mg/l、全リン 0.05 mg/l 未満、ランク 2 は全窒素 0.6 mg/l、全リン 0.05 mg/l 以上で全窒素 1.0 mg/l、全リン 0.1 mg/l 未満、ランク 3 は全窒素 1.0 mg/l、全リン 0.1 mg/l 以上となります。

〔主要データ・資料〕

〔河川水質調査結果〕(環境課)



3 . 地球環境の保全

〔施策の目標〕

省エネルギーや新エネルギーへの転換を地域において促進することにより、地球温暖化の防止にむけ、市全体で取り組むまちをめざします。

〔基本認識〕

様々な環境問題は、最終的には地球環境問題、特に地球温暖化の問題に結びつくものが多く、地球温暖化防止のための行動が人類に求められています。

このまま地球温暖化が進行すると、2100年には最悪の場合5.8℃気温が上昇すると予測されています。この場合、海面の上昇、異常気象の発生、生態系や農産物への打撃など深刻な影響がもたらされ、最悪の場合、海流の循環システムが停止することも想定され、そうなった場合、元に戻すことはできないといわれています。

地球温暖化を防止するためには二酸化炭素などの温室効果ガスを削減する必要があり、それも、今後2020年から2030年までの間の取り組みが重要であるといわれています。

温室効果ガスの削減については、「京都議定書」が発効し、わが国において、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を1990年に比べて6%削減することが義務づけられました。この目標を達成するために、国全体で脱化石燃料への取り組みが求められています。

「人権」と「環境」を市の経営理念として掲げる野洲市では、こういった世界的な目標に向かって地域における着実な取り組みを図るため、地域省エネルギービジョン()でさらに高い削減目標を掲げ、協働による取り組みを進めています。

具体的には、市行政における事務や事業が環境に与える影響を軽減していくため、ISO14001()手法により管理を進めています。また、事業者や市民との協働の活動として、地球環境保全と地域経済の活性化を両立させたシステムである「すまいる」()の取り組みが進められているなど、その活動の輪は広がっています。

今後も、市民や事業所との協働により環境負荷の少ない持続可能なライフスタイルの普及や事業所の生産活動の改善など実践的な取り組みを具現化させていく必要があります。

地域省エネルギービジョン…地球温暖化の原因となる二酸化炭素削減に向けた取り組みを円滑化し、京都議定書の目標達成に貢献していくためには省エネルギー運動の加速度的な推進を図っていくことが非常に重要な課題となっています。

野洲市では、「市民の参加促進」「計画・実施・評価・改善(PDCA)」「環境と地域経済活性化の両立」を基本方針とした「地域省エネルギービジョン」を定め、省エネルギーの推進に向けた市民・事業所・行政の協働の取り組みを進めています。

ISO14001…企業や自治体などの組織が、自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に減らしていくための経営のやり方、仕組みを定めた世界標準の規格です。この企画は、環境に影響を及ぼす可能性がある活動(有害・有益)を管理し、計画(Plan) 実施(Do) 点検(Check) 見直し(Action) というPDCAサイクルを繰り返し行うことにより、継続的に環境負荷の低減(削減)が図られるような組織体制をつくるための管理手法です。

すまいる…「NPO法人エコロカル ヤス ドット コム」の事業で、「すまいる市」の加盟店で割引券のように利用する地域通貨「すまいる」を発行し、その収益金で太陽光発電システムの設置や、加盟店の宣伝費等に充てています。「すまいる」は1すまいるが1円に相当し、10すまいる単位で市内の加盟店で割引券のように利用できます。現金1,000円で1,100すまいるが購入でき、市内での消費活動を推進するとともに、使用した分が発効収益となり、その収益を環境施策に充てることから、経済活動と環境対策の両立をめざしています。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
省エネルギーや新エネルギーへの転換に取り組む市民の割合	18.6%	60%	80%
二酸化炭素排出量	504,679.9t-CO ₂	現状値に対し 20%減	現状値に対し 25%減

〔施策の柱（基本事業体系）〕

3. 地球環境の保全	環境保全意識の高揚
	環境保全活動の推進

〔基本事業の内容〕

環境保全意識の高揚

- ・市民が地球温暖化防止に向け、気軽に参加できる事業を展開するなど、意識が実践や行動につながるよう、効果的な意識啓発をさらに推進します。
- ・生涯学習や学校教育において、環境学習を重要な学習課題として位置づけ、全市民に対して意識の醸成に取り組みます。

環境保全活動の推進

- ・脱化石燃料のライフスタイルの実現による地球温暖化防止に向け、公共交通の利用促進や自然エネルギーの普及促進のための取り組みを進めます。
- ・環境に取り組む市民団体や地域、事業所の活動を支援するため、情報提供や拠点の確保などに向けての取り組みを進めます。
- ・市民活動における環境保全活動に、企業や事業所を積極的に巻き込んで協働の取り組みを進めます。
- ・BDF（ ）や木質バイオマス（ ）の利用など、代替燃料の利活用について積極的に取り組みます。

BDF・・・バイオディーゼルフュエル バイオディーゼル燃料。植物性廃食用油の資源化技術の一つ。不純物除去の前処理をした廃食用油に、メタノールと苛性ソーダを加え、加熱して生成されます。軽油代替燃料として使用することができます。反応が簡単で大規模なプラントを必要としないこと、業者や市民による地域の廃食用油回収運動と結びついていることに特徴があります。生成した再生油は、硫黄酸化物をほとんど含まず、黒煙を 1/2～1/3 に減少させるため、ディーゼルエンジン搭載車両用のクリーン燃料として注目されています。燃費や走行性は軽油とほとんど変わらず、混用も可能です。

バイオマス・・・バイオマスとは、もともと生物（bio）の量（mass）のことで、今日では、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多く、基本的には草食動物の排泄物を含め 1 年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指します。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海藻、生ゴミ、紙、プランクトンなどの有機物があります。バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で利用されてきましたが、今日では新たな各種技術による活用が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されています。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・市民が自然や地球環境を保全することにより、現代はもとより次世代の市民が美しい地球に住む権利の保障につなげます。

環境 ・すべての行政の施策や事務事業が、環境の保全に向かって進められていることを検証するシステムの確立を図ります。

協働 ・ 環境に取り組む市民団体や地域、事業所の活動を支援するため、情報提供や拠点の確保などに向けての取り組みを進めます。またすべての市民がそれぞれの立場で地球温暖化防止のために、省エネルギーの取り組みや新エネルギーの導入に関わることができるよう、制度や仕組みを整えます。

〔関連計画〕

環境基本計画

市民活動促進計画

地域省エネルギービジョン

地域新エネルギービジョン

4 . 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

〔施策の目標〕

ごみ減量化の取り組みを推進し廃棄物の発生を抑制することにより、限りある資源やエネルギーを有効に利用し、地球環境の保全に取り組むまちをめざします。

〔基本認識〕

野洲市では、ごみの排出量の削減とリサイクルを推進するために、古紙古布、プラスチック容器類、缶、ビン及びペットボトルの資源ごみ回収に積極的に取り組んできました。こういったことにより、近年、焼却処分されるごみの量に減少傾向がみられるほか、資源ごみの分別回収によるリサイクル率も徐々に向上しています。

ごみ減量とリサイクルをさらに進めるため、今後も市民への情報提供や意識啓発をさらに強化し分別の徹底を促すなど、取り組みを強化していく必要があります。

リサイクルプラザ()など、市民のリサイクル活動を支援する拠点や、廃棄物の適正処理に向けた施設整備についても検討を進める必要があります。

一方、ごみ排出のルールを守らず、公園や河川敷、人目につきにくい林道等にごみが不法に投棄されている例も見受けられます。ごみの不法投棄は、まちの美観を損ねるだけでなく、自然環境を汚染させる恐れもあり、市民の意識啓発をさらに実施し、地域住民や事業者との連携による取り組みを進めるとともに、不法投棄や散在性ごみの防止に対し有効な制度の構築を行う必要があります。

リサイクルプラザ…持込型資源回収ステーション。指定日以外のごみの排出や不用品の交換を行うことができる施設。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
4 R に取り組む市民の割合 資源ゴミの分別や生ゴミの堆肥化、 買い物袋の持参など環境に心がけて 配慮して生活している市民の割合	35.3%	60%	80%
年間市民一人あたりごみ量	313kg	250kg (20%)	187kg (40%)

〔施策の柱（基本事業体系）〕

4 . 廃棄物の抑制とリサイクルの推進	ごみ問題やリサイクル等についての認識の促進
	4 R の促進
	不法投棄の防止
	適正処理の推進

〔基本事業の内容〕

ごみ問題やリサイクル等についての認識の促進

- ・社会教育や学校教育の場を通じてあらゆる層で環境学習が推進されるよう、副読本やパンフレット等を作成するなどして、積極的な取り組みを推進します。

4 Rの促進

- ・ごみ分別の徹底を図るため、十分な情報提供を実施するとともに、自発的な行動に結びつくよう、地域や市民活動団体等と連携し、効果的な啓発を実施します。
- ・ごみ減量に大きな効果が期待できる生ごみの堆肥化の推進については、農業との連携を重視し、関係機関と協調し効果的な取り組みを図ります。
- ・リサイクルプラザなど、リサイクルを支援できる拠点整備のあり方を検討するとともに、市民が取り組みやすいリユースやリサイクルの仕組みを創造します。
- ・家庭と事業所、地域などが、それぞれの責任と役割に基づき、協働による取り組みを進められるよう、積極的に支援します。
- ・廃食油のBDF化やバイオマスエネルギーの導入など、廃棄物の利活用について積極的に取り組みます。

不法投棄の防止

- ・監視体制の強化や効果的な方策を検討し、指導の徹底を図るとともに、使用済み製品の効率的な回収が期待できる「デポジット(預り金)」制度の導入等について、関係機関に対応を求めるとともに、広域的な連携を深めます。

適正処理の推進

- ・中間処理施設のあり方については、廃棄物やリサイクルにかかる施策全体を総合的に判断し、広域での連携等も視野に入れながら適正な手法の検討を進めます。
- ・市民生活の場における廃棄物の発生、収集から中間処理、最終処分までの処理システムについて、適正ですべての人に安全なシステムを構築し、計画的に推進します。
- ・産業廃棄物の混入やごみの不適正排出を防止するために、指導・啓発に努めます。
- ・有機廃棄物や廃ビニールなどの第一次産業における廃棄物については、農林漁業者に対する指導と関係機関と連携した回収等体制の強化を図ります。
- ・化学物質や薬品等、製造者がその処理の責任を負うべき廃棄物について、その処理システムの確立に向け必要性を啓発します。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・廃棄物の搬出等における高齢者や障がい者など社会的弱者の利便性を考慮した対策を実施します。

環境 ・地域での廃棄物の適正な処理の取り組みと、地域の自然環境、ひいては地球全体の環境を保全する取り組みは一体的なものであるという認識について、市民の意識の啓発に努め、より高度な理解を図ります。

協働 ・家庭と事業所、地域など、それぞれの責任と役割に基づいた協働の取り組みを支援し、4 Rを効果的に推進します。

〔関連計画〕

環境基本条例

環境基本計画

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

〔主要データ・資料〕

【ごみ量の推移・資源化率】（環境課）

年度	人口	野洲市総量 (トン)	うち再資源化 (トン)	年間、一人あたりの ごみ量 (kg)	一人1日あたりの ごみ量 (kg)	資源化率 (集団回収含む)	年間、一人あたりの再資源化量	一人1日あたりの再資源化量
平成元年度	43,171	12,696	536	294	0.81	0.04	12.4	0.03
2	43,565	13,182	595	303	0.83	0.05	13.7	0.04
3	43,788	15,208	647	347	0.95	0.04	14.8	0.04
4	44,700	13,418	642	300	0.82	0.05	14.4	0.04
5	45,183	13,983	626	310	0.85	0.04	13.9	0.04
6	45,562	15,089	733	331	0.91	0.05	16.1	0.04
7	45,665	15,346	1,035	336	0.92	0.07	22.7	0.06
8	46,521	16,229	1,524	349	0.96	0.09	32.8	0.09
9	47,018	15,393	1,403	327	0.90	0.09	29.8	0.08
10	47,978	15,719	1,315	328	0.90	0.08	27.4	0.08
11	48,415	15,963	1,982	330	0.90	0.12	40.9	0.11
12	48,664	16,533	2,153	340	0.93	0.13	44.2	0.12
13	48,788	16,385	2,420	336	0.92	0.15	49.6	0.14
14	49,308	14,687	2,991	298	0.82	0.20	60.7	0.17
15	49,373	14,707	3,359	298	0.82	0.23	68.0	0.19
16	49,531	14,600	3,433	295	0.81	0.24	69.3	0.19
17	49,753	15,568	3,899	313	0.86	0.25	78.4	0.22

5 . 歴史的遺産の保護・継承

〔施策の目標〕

今を生きる私たちの営みが、悠久の歴史の上にはぐくまれてきたことを認識するとともに、その責務として、歴史的遺産や地域のすばらしい伝統文化を、確実に次世代に伝えるまちをめざします。

〔基本認識〕

現存する貴重な歴史的遺産を保存し、次代に伝えていくことは現在に生きる私達の重要な使命であり、地域性豊かなまちづくりを進めるための重要な課題の一つです。

市内には多くの歴史的遺産があり、指定文化財数は県下でも上位にあります。また、未指定の文化財の調査と適切な指定・保存が必要です。

古墳群をはじめ、埋蔵文化財も多数存在しており、保存・整備を継続して図っていくことが重要です。

市民が、地域の歴史的遺産の価値を再認識し、生涯学習の教材として有効な活用を促すための意識啓発が必要であるとともに、地域の観光資源として、市外からの来訪者に向けた情報発信も必要です。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
適正に管理されている文化財の率	100%	100%	100%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

5 . 歴史的遺産の保護・継承	指定文化財の保護・継承
	発掘・調査の推進

〔基本事業の内容〕

指定文化財の保護・継承

- ・有形文化財や史跡については、修復等を促し、国・県とともに整備と保全に努めます。
- ・無形文化財としての郷土に伝わる祭りや風習については、地域とともにその伝承に向けて、住民の意識啓発や保存会の支援、活性化に向けた市内外への情報発信に努めます。
- ・また、伝統的な工芸・技術などについても、生涯学習活動と連携するなどして、市民の中で認識が深まるよう積極的に支援するとともに、観光・商業施策と連携した活性化についても検討を進めます。

発掘・調査の推進

- ・古文書をはじめとする歴史資料等については、未整理のものについて、地域と協調して調査を推進し保存に努めます。
- ・埋蔵文化財については、調査研究を推進し、発掘と保全に努めます。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

- 人権 ・ 伝統的な祭りなどにおける因習などについては、気付き認識することからはじめ、古くからの伝統も時代とともに変化していくことについて地域全体の共通理解を深め、今後の人権意識の醸成に役立てるよう促します。
- 環境 ・ 埋蔵文化財の発掘調査の結果や古文書の分析結果については、現代社会の自然環境等との比較材料として認識することで、環境学習の大きな教材として活用することを検討します。
- 協働 ・ 地域の伝統文化については、地域住民の参画と市民協働の活動により伝承されるよう促します。また、地域の文化遺産の再発見や保全に向けては、地域の人と共に取り組みます。

〔主要データ・資料〕

【指定文化財数】(文化財保護課)

指定者	分類	種別	員数
国指定文化財	国宝	建造物	2
		重要文化財	11
	重要美術品	絵画	1
		彫刻	21
		工芸品	1
		建造物	1
		工芸品	8
		史跡・名勝・天然記念物	1
	選定保存技術の選定	史跡	1
		名勝	1
県指定文化財	無形民俗文化財	重要無形民俗文化財	1
		建造物	4
	絵画	1	
	彫刻	3	
	工芸品	1	
	書跡	4	
	無形文化財	1	
	無形民俗文化財	1	
市指定文化財	建造物	建造物	17
		絵画	9
		彫刻	25
		工芸	2
		書跡	4
		考古	1
		歴史資料	3
		有形民俗文化財	1
		無形民俗文化財	2
		史跡	3
		名勝	1

第4章 地域を支える活力を生むまち

1 . まちを活性させる産業基盤の立地の促進

〔施策の目標〕

地域経済の振興や雇用の確保により、地域が活性するまちをめざします。

〔基本認識〕

新たな産業の立地や時代に適応した企業の定着を図ることが、地域経済の振興や雇用の確保を通じてまち全体の活性化につながるため、企業等にとって魅力的なまちづくりを進める必要があります。野洲市は、京阪神方面との近接性など広域的な立地条件から、新たな産業立地に向けた潜在的な可能性を有しており、都市拠点の形成とあわせ、情報や教育・文化、保健・医療・福祉、環境等の幅広い分野において優良企業の立地の促進に向けた条件整備を図る必要があります。また、企業も地域社会の一員として共生できる野洲市をめざして、行政や地域社会との連携や関係を密にするとともに、情報を共有し相互協力の関係を築きます。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
新たに開設した事業所数(国・県等の公共機関含む) 新たに開設した大規模事業所の数		現状値に比べ 2 事業所増加	現状値に比べ 4 事業所増加
事業所統計による従業者数	25,158人	26,400人 5%増	27,600人 10%増

〔施策の柱(基本事業体系)〕

1 . まちを活性させる産業基盤の立地の促進	企業等立地の促進と雇用の確保
	地域との連携の強化

〔基本事業の内容〕

企業等立地の促進と雇用の確保

- ・国や県の制度の活用を図るなど、情報交流・創造拠点を中心にした新企業の立地や、既存企業の事業拡大に向け、必要な条件整備を図ります。
- ・企業との適切な役割分担を前提に、基盤整備など企業のニーズを踏まえた適切な支援を図ります。
- ・企業に対する支援にあたっては、地域での雇用の拡大に配慮を求めます。
- ・企業の従業者の地元定着を図る観点からも、子育て支援や教育施策の充実を進めます。

地域との連携の強化

- ・企業やその人材が持つ多様な知識や技術を、行政運営や地域づくり、学校教育や生涯学習などに積極的に活用を図ります。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・人権をキーワードに行政と企業の連携を図るため、企業立地の支援施策等の適用にあ

たつては、企業の人権問題への取り組みの実態を考慮するなど、差別の撤廃や人権意識の確立を図ります。

環境 ・ 企業立地の拡大については、環境への配慮が最大限なされるよう、指導や協議に努めます。

協働 ・ 企業も地域社会の一員として共生できるまちづくりを進めるため、行政や地域社会との連携や関係を密にし、協働の担い手として、情報の共有化と相互協力の関係強化に努めます。

〔関連計画〕

国土利用計画

都市計画マスタープラン

〔主要データ・資料〕

【産業別事業所数・従業者数】(事業所統計調査・事業所・企業統計調査)

区 分	昭和61年		平成3年		平成8年		平成13年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	1,740	16,318	1,971	20,424	1,991	22,169	1,938	25,158
農林水産業	8	69	8	52	12	80	8	54
非農林水産業	1,732	16,249	1,963	20,372	1,979	22,089	1,930	25,104
鉱 業	3	18	2	9	1	5	1	10
建設業	262	1,403	276	1,473	259	1,569	248	1,463
製造業	223	6,953	242	9,002	238	7,371	216	9,029
電気等・熱供給業	5	72	4	71	4	78	4	68
運輸・通信業	41	797	49	1,178	49	1,731	67	1,808
卸売・小売業、飲食店	608	2,815	651	3,347	680	4,226	636	4,705
金融・保険業	13	182	21	265	18	212	22	187
不動産業	85	357	102	209	109	214	114	213
サービス業	479	3,317	602	4,411	606	6,290	606	7,108
公 務	13	335	14	407	15	393	16	513

「電気等・熱供給業」とは、電気・ガス・熱供給・水道業をいう。

各年10月1日現在

2 . 商工業の振興支援

〔施策の目標〕

地元商工業者の事業の振興を図るとともに、地産地消の促進とあわせて市内経済が効率的に循環する利便性が高いまちをめざします。

〔基本認識〕

商業については、近年大規模商業施設の立地が進み、購買力の市外流出の防止が図られ、地域の商業力は全体としては伸長していますが、商店街としてのまとまりをもたない既存の市内の商店は厳しい経営を迫られています。

大規模商業施設の立地は、日常生活の合理化や地域経済の拡大をもたらしますが、高齢者等の交通手段を持たない市民の利便性確保やまちの賑わいという視点では、地域の商店の活性化が必要であり、商業と地域が一体となった地域商業の魅力づくりや、関係機関、行政等による経営支援、人材育成等のほか、地産地消や観光との連携など新たな視点からの対策も必要です。

工業については、市民の雇用の場の確保や地域経済の活性化のためにも振興が必要であり、既存工業力の維持・伸長を図ることが重要です。

このため、関係機関とともに、技術力の向上や情報化の促進、環境技術の向上など、経営力の強化等を引き続き支援する必要があります。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
製造品出荷額等	36,199,843 万円	5 % 増	1 0 % 増
年間商品販売額	7,687,778 万円	5 % 増	1 0 % 増
普段の買い物を買物野洲市内で済ませている市民の割合	6 0 . 8 %	6 4 %	6 5 %
普段の買い物に不便を感じている市民の割合	1 5 . 9 %	1 2 . 5 %	1 0 %

〔施策の柱（基本事業体系）〕

2 . 商工業の振興支援	経営力の強化促進
	商工業の振興に向けた土地利用の推進

〔基本事業の内容〕

経営力の強化促進

- ・ 経営に必要な人材の育成に努めます。
- ・ 魅力的な個店の創造に向け、関係機関と連携し指導に努めます。
- ・ 経営の安定化に向けて、資金の貸付等を行います。
- ・ 地産地消の取り組みを推進し、地域の生産品を市民が確実に手に入れることができるよう生産者と販売者を結びつけるシステムを構築します。
- ・ 観光との連携やICT()の活用、宅配サービスなどのニーズに即応したサービスについて、

事業者や関係機関とともに研究開発に努めます。

商工業の振興に向けた土地利用の推進

- ・商工業の振興、市民の利便性と環境に配慮した均衡ある土地利用を図ることにより、支援に努めます。

ICT…Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT (Information Technology) が同義で使われていますが、ITに「Communication (コミュニケーション)」を加えたICTが国際的には定着しています。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・ 市内外への移動が困難な人も、日常の消費生活に困らないよう、地域の商業振興や宅配サービスなどの取り組みを支援します。

環境 ・ 商工業の操業において、環境が守られるよう指導に努めます。

- ・土地利用においては、自然環境に配慮した計画的な推進を図ります。

協働 ・ 野洲市独自の取り組みとして進めてきた環境と経済を両立する活動を支援・促進します。

〔主要データ・資料〕

【工業の状況】(工業統計調査)

区分	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)	原材料使用額等 (万円)	製造品出荷額等 (万円)	付加価値額 (29人以下は粗付加価値額) (万円)
平成12年	150	9,897	5,329,317	31,808,724	46,820,509	13,344,308
平成13年	143	10,576	5,567,771	32,228,908	47,651,375	14,226,543
平成14年	132	10,403	5,915,321	29,789,059	44,701,489	12,661,441
平成15年	140	9,377	4,986,002	20,474,610	37,856,188	14,394,263
平成16年	129	8,862	5,067,553	20,659,136	36,199,843	14,169,326

各数値は、原則として従業者4人以上の事業所についての集計値

【商業の状況】(商業統計調査)

商店数	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年
総数(店)	474	522	498	461	488	465
卸売業計	73	92	72	62	73	68
小売業計	401	430	426	399	415	397
各種商品	1	2	1	2	1	4
織物・衣服・身の回品	38	44	46	38	40	37
飲食料品	153	161	146	136	136	135
自動車・自転車	32	38	33	36	36	37
家具・じゅう器・家庭用機械器具	58	61	54	46	50	49
その他	119	124	146	141	152	135
従業者数(人)	2,161	2,314	2,432	2,500	3,215	3,425
年間商品販売額(万円)	4,138,460	6,167,586	6,505,613	6,136,281	7,179,384	7,687,778

3 . 農林漁業の振興

〔施策の目標〕

農林漁業が、自然環境や生態系との関わりを重視して営まれ、産業として自立できるまちをめざします。

〔現状と課題〕

【農業】

野洲市の特徴としては、大都市近郊の立地条件から、兼業農家を主体とする稲作中心の農業であり、また、生産基盤の整備に努めてきた結果、圃場整備された効率のよい耕地による農業が営まれています。

しかし近年、日本の農業がおかれている事情と同じく、農業就業人口の減少及び高齢化の進行、農業への市場原理の導入などにより、大変厳しい状況におかれています。

今後は、食糧の安定供給や農村社会の維持発展を踏まえ、農業の構造改革を進めるため、大都市近郊の食料生産基地として、担い手の確保対策や、経営規模の拡大、農業経営の合理化、市場の動向や消費者のニーズに対応した戦略的な農業経営への転換を図る必要があります。

一方、国民の農業生産物に対する消費傾向は変化しており、米の消費が減少しているほか、健康意識の高揚と相まって、低農薬や無農薬など健康に配慮された作物の嗜好が高まるなど、食の安心・安全に対する意識も大きく変化しており、適切な生産管理が求められています。

また、地域景観資源としての田園風景や、水田のもつ水害防備機能など、農業の持つ多面性に着目した新たな取り組みを推進することが求められています。さらに、自然環境の保全への配慮も不可欠になっています。

【林業】

林業については、本市の森林所有者の多くは所有規模が零細で、経営を目的とした所有者がいない状況であり、一部地域では、生産森林組合による森林整備に取り組んでいますが、組合員の高齢化などの課題が生じています。

今後は、経済林として一面的にとらえるのではなく、森林の持つ多面的機能に着目した利用が望まれます。

【漁業】

漁業については、漁業組合が組織されていますが、組合員の高齢化が進んでおり、後継者の確保が難しい状況です。また、水質汚濁や外来魚の影響により、漁獲高が減少しており、水環境の改善を進める必要があります。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
担い手()への土地利用集積度	42.4%	70%	75%

担い手・・・認定農業者、農業生産法人、集落営農等経営的に農業に取り組む個人または組織。

〔施策の柱（基本事業体系）〕

3．農林漁業の振興	農業生産基盤の確立
	戦略的な農業の展開
	農業の多面的展開
	林業の振興
	漁業の振興
	地産地消の促進

〔基本事業の内容〕

農業生産基盤の確立

- ・農地の流動による集積化の推進に向け、中核農家や生産法人など認定農業者の育成と支援を進めるとともに、集落営農など生産組織の整備と強化を図り、生産性と、効率性の高い企業の自覚を持った農業経営への移行をめざします。また、集団化、連担化した農地が集積されるよう、土地利用の調整に努めます。

戦略的な農業の展開

- ・ブランド化や高付加価値化に向けて、さらなる品質向上やトレーサビリティ（ ）の確立を推進します。また、都市への販路の拡大のため、農業見学やICT（ ）の利用など、宣伝能力を強化し、消費拡大に努めます。
- ・農地の高度利用や適地適作による効率的・合理的な作目生産を奨励します。
- ・米の生産調整に向けた指導を行うとともに、「環境こだわり農産物」等消費者のニーズに対応した生産を進めます。
- ・消費者との信頼関係の上に成立する消費ルートの確立により、安定的な需要を確保するため、契約栽培等による経営を促進します。

農業の多面的展開

- ・農地・農業のもつ文化的、経済的重要性を再認識するとともに、環境保全能力や生物が生息するための場所としての役割などにも着目して、農業体験学習、土とのふれあいによる園芸療法、子どもからお年寄りまで対応できる市民農園など、多面的な活用を図ります。

林業の振興

- ・森林レクリエーション空間としての活用、水源かん養、災害防備など森林施業の充実を図るとともに、林産物の振興、間伐材等の有効な活用、森林組合への支援を行います。

漁業の振興

- ・琵琶湖の水質の改善を図るため、水環境の向上に向けた取り組みを積極的に支援し、推進します。
- ・琵琶湖特産品として、効果的な宣伝を支援するなど生産の拡大を促進し漁業組合への支援を行います。

地産地消の促進

- ・「すまいる（ ）」などの市民活動と連携して、地元の生産活動の活性化や持続的生態系維持環境の保全につなげます。また、その意義について、市民に広く理解を求めるため、様々な機会を通じて啓発を進めます。

-
- ・生産者と消費者との交流を促進することにより、信頼関係を構築し、消費者の食に関する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化を進めます。

トレーサビリティ…食品の生産・製造方法等の履歴情報を食品とともに流通させ、消費者のニーズに応じた商品情報を提供するシステム。

ICT…ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT（Information Technology）が同義で使われていますが、ITに「Communication（コミュニケーション）」を加えたICTが、国際的には定着しています。

すまいる…NPO法人エコロカル ヤス ドット コムの事業で、「すまいる市」の加盟店で割引券のように利用する地域通貨「すまいる」を発行し、その収益金で太陽光発電システムの設置や、加盟店の宣伝費等に充てています。「すまいる」は1すまいるが1円に相当し、10すまいる単位で市内の加盟店で割引券のように利用できます。現金1,000円で1,100すまいるが購入でき、市内での消費活動を推進するとともに、使用した分が発効収益となり、その収益を環境施策に充てることから、経済活動と環境対策の両立をめざしています。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・低農薬農法の採用や有機肥料の使用など環境とともに人にも配慮した、安心・安全な生産を推進します。

環境 ・農地を持続的生態系維持環境として認識して、農薬使用や濁水等自然環境に配慮した農業経営を図ります。

協働 ・集落営農など地域の農業経営の担い手を、協働の活動として支援・促進します。

- ・農業技術の向上や新品種の開発に向け、企業や研究機関との協働による取り組みを進めます。

- ・水質保全に向けた農林漁業者の協働の取り組みを支援します。

〔関連計画〕

地域農業マスタープラン

農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想

野洲市水田農業ビジョン

農業振興地域整備計画

食育推進計画

森林整備計画

〔主要データ・資料〕

【販売農家戸数の状況】(農業センサス)

区分	農家数(戸)			
	総数	販売農家		
		専業	第1種兼業	第2種兼業
昭和55年	2,950	66	278	2,606
昭和60年	2,790	70	175	2,545
平成2年	2,500	86	83	2,331
平成7年	2,199	93	149	1,957
平成12年	1,689	105	102	1,482
平成17年	1,382	118	52	1,212

販売農家・・・経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額50万円以上の農家
 専業農家・・・世帯員が農業だけに従事して生計を営む農家。
 兼業農家・・・世帯員のうち自家農業以外の業に従事する農家。
 第1種兼業農家・・・収入の半分以上が農業によるもの。
 第2種兼業農家・・・農業による収入が半分以下であるもの。

【漁業従事者数】(漁業センサス)

区分	従事者数				
	総数	家族	雇用者	男	女
平成5年	19	19		10	9
平成10年	15	13	2	11	4
平成15年	16	15	1	10	6

4 . 地域資源を活かした観光の振興

〔施策の目標〕

もてなしの心を持って多くの人を迎え、心身を癒してもらうことにより、野洲の魅力を広く発信するまちをめざします。

〔基本認識〕

高齢化の進展による生涯余暇時間の増大や価値観の多様化などを背景に、全国的な観光動向は、旅行形態が団体旅行から、家族、グループや個人旅行へと変化しています。また、異なる地域文化や様々な体験を通して、地域の魅力を発見することが求められています。

野洲市は、京阪神や中京圏域という大きな市場を背景に、歴史、自然などの恵まれた観光資源を有しており、日帰り観光を中心に年間約 180 万人の来訪者があります。今後、野洲市の魅力をより知ってもらうためには、市内の観光拠点をルート化し、各拠点に観光客を誘導するなどの方策が必要です。

一方、商業観光への取り組みが十分ではないことから、観光が地域経済の活性化や雇用創出に結びついていない状況となっています。

今後は、関係機関との連携のもとに、広域的な観光ルートの一拠点としての地位の確立とともに、リピーターを増やし通年型の観光地づくりと来訪者に心身を癒してもらえる観光地づくりをめざす必要があります。そのために、地域の観光資源の有効活用を図り、商業と連動して地域社会の活性化を図る必要があります。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
観光客入込数	1 5 3 万人	1 7 0 万人	1 7 5 万人
ボランティアガイド登録者数	2 3 人	2 5 人	2 5 人

〔施策の柱（基本事業体系）〕

4 . 地域資源を活かした観光の振興	観光ルート等環境の整備
	既存の地域資源の活用と新たな開発
	地域資源の情報の発信
	おいでやす（もてなしの心）の推進

〔基本事業の内容〕

観光ルート等環境の整備

- ・道路網や案内看板、施設表示などの施設を整えることにより、来訪者が快適かつ安全に各拠点を観光できる整備が必要です。
- ・駅からの二次交通の整備やルートについて、観光振興の観点からも検討を進めます。
- ・沿道における観光案内所の整備など、自動車利用者の利便に配慮します。
- ・「水と緑の環境ネットワーク」として、サイクリングロードを整備・再構築することにより、

野洲市の自然を体感しながら観光拠点を周遊できるよう取り組みを図ります。

既存の地域資源の活用と新たな開発

- ・歴史的な街道や点在する史跡に、イベント等新たな取り組みを付加することで、観光資源としての魅力の向上に取り組みます。
- ・野洲川歴史公園田園空間センターを核とした農村の文化や田園の風景を「屋根のない博物館」として位置づけ、農村の活性化と積極的な誘客促進に努めます。
- ・農場、里山、漁場などを地域の観光資源としてとらえ、農林漁業に携わる市民の協力を得ながら、第一次産業体験と滞在型観光を組み合わせた新しい観光事業の展開を図ります。
- ・日本家屋での生活や伝統産業などの見学を「伝統観光」として位置づけて、若者や外国人など新たな顧客層の獲得に取り組みます。
- ・農林漁業者・商業者・観光事業者との連携により、地域の特産品を観光資源として高められるよう開発等に努めます。

地域資源の情報の発信

- ・ホームページの充実、情報誌等マスコミとの積極的な連携により、情報発信を強化します。
- ・広域の連携により、効果的な情報発信に努めます。

おいでやす(もてなしの心)の推進

- ・ボランティア観光ガイドなどの市民活動がさらに活発化するよう支援します。
- ・地域の住民の理解と協力による街の景観形成や美化促進について啓発します。
- ・自らの住む地域も来訪者にとっては観光地であると認識し、来訪者を積極的に歓迎する気運の醸成に努めます。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・観光施設の整備に当たっては誰もが快適に利用できるよう配慮します。

- ・もてなしの心を醸成することにより、人権意識の向上をめざします。

環境 ・里山から田園、琵琶湖へと続く自然環境を観光資源として積極的に利用し、参加者が自然環境に対する認識を深めることができるよう、学習型・体験型の事業展開を図ります。

協働 ・イベント等の企画にあたっては、市民・団体と連携を強化するとともに、団体からの積極的な事業展開が図られるように働きかけを行います。

〔関連計画〕

観光物産マスタープラン(策定予定)

5 . 就労支援と勤労者福祉の充実

〔施策の目標〕

すべての人が勤労を尊び、それぞれの意欲と特性に応じた職業に就いて、いきいきとゆとりをもって働くことができるまちをめざします。

〔現状と課題〕

少子・高齢化による人口構造の変化を背景に、バブル経済崩壊後の経済システムの転換を経て、終身雇用・年功序列型賃金などの従来の雇用慣行が見直され、雇用形態の多様化が進んでいます。特に、経営の合理化などのため、パート社員や契約社員の増加など、不安定な雇用形態が増加している現状です。

また、すべての人が勤労により社会参加ができる生活が保障されるため、特に就労困難者の雇用等における機会均等、待遇の向上等を促す必要があります。

さらに、採用や任用において性別によらない評価がなされ、事業方針の決定に男女の共同参画を進めるなど、男女共にその能力を発揮していく必要があります。

近年、社会問題化しているニート（就労も就学もしない人）と呼ばれる人々については、その置かれている社会環境や当事者の意識などを把握しながら、学校教育・社会教育により、勤労意欲の醸成にかかる取り組みを行う必要があります。

このほか、子育て世帯に対する支援など、子育てと就労の両立促進を図るとともに、中小企業における福利厚生向上を支援することも必要です。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
(財)守山野洲勤労福祉サービスセンター会員数	1,480人	1,600人	1,700人
就労支援計画によって支援ができた人の数	3人	7人	10人

〔施策の柱（基本事業体系）〕

5 . 就労支援と勤労者福祉の充実	就労意欲の向上
	就労相談の充実と就業の安定
	労働環境の充実と福利厚生向上の充実

〔基本事業の内容〕

就労意欲の向上

- ・学校教育・社会教育により、就労体験など企業等と連携しながら、就労意欲の醸成にかかる取り組みを行います。

就労相談の充実と就業の安定

- ・事業主等の人権意識の向上を図り、就労困難者をはじめとする雇用などについて、公平な採用

選考の実施に向けて、企業訪問や事業所への啓発を通じて、雇用機会の均等を促します。

- ・相談者の立場に立った就労相談の充実など、関係機関との連携により就労困難者の支援に取り組みます。

労働環境の充実と福利厚生の充実

- ・企業内人権教育の推進により、働きやすい職場環境の醸成に向けて啓発を推進します。
- ・勤労者の福利厚生を推進する団体の支援を図るとともに、制度の周知と広報に努めます。
- ・福祉施策の充実や男女共同参画施策の推進により、子育て世帯の就労や仕事との両立を支えます。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・憲法に保障する勤労の権利の確保のため、すべての人の参画と共生のできる社会の確立をめざして、社会的に支援が必要な人の立場に立った就労支援、勤労者福祉施策の推進を図ります。

- ・事業所内の施設と従業員の心のバリアフリー化を推進し、すべての人が働きやすい職場づくりを促進します。

協働 ・就労支援と勤労者福祉の充実の成果達成に向けては、企業・事業所の自発的な取り組みが不可欠であり、積極的に促進します。

〔関連計画〕

就労支援計画

企業内同和問題啓発基本方針

第5章 うるおいと賑わいのある快適なまち

1 . 均衡ある土地利用の推進

〔施策の目標〕

豊かな自然環境との調和を保ちながら合理的な土地利用が図られるまちをめざします。

〔基本認識〕

土地は限られた資源であり、市民生活や各種の社会経済活動等の共通の基盤であることから、利用に当たっては、公共の福祉を優先し、地域の自然条件や社会条件及び歴史文化的条件等に配慮する必要があるとともに、健康で文化的な生活環境の確保と持続的な均衡ある発展を図ることが重要です。

野洲市には、各都市拠点を中心に良好な住宅地が形成され、郊外には豊かな田園が広がっています。また、南部には美しい里山の緑が、北部には琵琶湖に面した自然の浜が保全されています。

大都市近郊に位置する恵まれた立地条件や交通利便性により、野洲市における住宅開発等のニーズが高まっているため、既存の市街化区域内の低・未利用地（ ）の適切な利用を促進しつつ、必要な市街地の拡大と都市機能の集積が望まれています。

また、優良農地については、農業振興政策等を推し進めることにより、食糧生産の役割を担うべき地域として保全する必要があります。

こうしたことから、都市的な土地利用と、農地、森林などの自然的土地利用の調和を図り、利便性と活力そして自然環境が共存した均衡あるまちの発展をめざします。

低未利用地・・・利用がなされていない土地または立地条件から見て、その利用形態が社会的に必ずしも適切でない（低位な）土地をいいます。具体的には、未利用の空地、耕作放棄地、工場跡地、中心市街地の青空駐車場や資材置場などです。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
計画達成率	平成 3 2 年度を 1 0 0 とした宅地開発の進捗度（現在国土利用計画にて策定中）	5 0 %	1 0 0 %
市街化区域における未利用地の面積	8 3 , 8 9 1 m ²	4 0 , 0 0 0 m ²	2 0 , 0 0 0 m ²

〔施策の柱（基本事業体系）〕

1 . 均衡ある土地利用の推進	計画的な土地利用の推進
	土地の有効利用の促進

〔基本事業の内容〕

計画的な土地利用の推進

- ・国土利用計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画などを適正に管理運用し、市

民の理解と協力による計画的な土地利用を図ります。

土地の有効利用の促進

- ・土地の利用形態など実態を十分に把握し、所有者の理解を求めることにより、区域に応じた適切な利用を促します。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・ 建築協定 ・ 地区計画など地域での取り組みについては、すべての人の参画と合意に基づいて検討がなされるよう、慎重に配慮して取り組みを進めます。

環境 ・ 土地は、その利用形態を一度変更してしまうと、元に戻すことが困難なため、土地利用においてはその不可逆性を熟慮し、自然環境との調和を図った利用を進めます。

協働 ・ 建築協定 ・ 地区計画等、地域での取り組みなどを尊重するとともに、土地の持つ公共性を認識し、個人の土地はまち全体を構成する要素の一つであり、それぞれの適正な利用を図ることにより、調和の取れたまちづくりが進んでいくことについて理解を求めます。

〔関連計画〕

国土利用計画

都市計画マスタープラン

農業振興地域整備計画

2 . 道路ネットワークの整備

〔施策の目標〕

自動車、自転車、徒歩などあらゆる移動手段について、快適で安全に移動できる道路が整備されたまちをめざします。

〔基本認識〕

道路は、市民生活を営むうえで、また社会経済活動を展開するうえでの重要な基盤であり、広域的な結びつきや市内各地域間の交流を支えるとともに、災害時の避難・救援活動や防火などにも重要な役割を果たしています。

野洲市の道路ネットワークは、国道 8 号が市域を東西に貫き、国道 477 号が市域の北部を東西に横断しながら隣接市町に連絡しており、これを補完する形で県道、市道が展開しています。

しかしながら、野洲市は、県北部から南部に向かう通過交通が多い上、野洲川、日野川の両河川に挟まれている地勢により、以前から東西方向の路線が不足し、朝夕の時間帯を中心に渋滞が発生しています。

このため、新たな路線として、国道 8 号野洲栗東バイパス、県道大津湖南幹線の早期整備が課題となっているほか、市を横断する JR 琵琶湖線・新幹線との円滑な横断の確保なども求められています。

また、新市発足に伴って、市内各地区を結ぶ幹線道路の整備も重要な課題であり、将来の都市拠点整備を踏まえ、総合的な道路体系の見直しが必要となっています。今後は、隣接市町と連携した幹線道路や、広域幹線道路への連絡道路の整備が求められています。

市民生活を支える生活道路の整備充実、安全安心に利用できる道路空間を創造するとともに、適正な管理を図る必要があります。また、市内を自転車や歩行者などが楽しんで通行できる道路の整備や、バリアフリーを推進します。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
歩行者が安全で歩きやすい道路であるとする市民の割合	40.1%	50%	60%
自動車が快適に走行しやすい道路であるとする市民の割合	43.7%	50%	60%
平日朝夕の通勤時間帯における渋滞発生路線	10 路線	8 路線	0

〔施策の柱（基本事業体系）〕

2 . 道路ネットワークの整備	道路体系の見直しと整備
	既存道路の維持管理

〔基本事業の内容〕

道路体系の見直しと整備

- ・国道 8 号野洲栗東バイパス、県道大津湖南幹線の早期整備に向けて、積極的に取り組みます。
- ・都市計画街路など市全体の道路整備計画を策定し、道路交通の実情を分析し市民のニーズにあわせて見直しを図ります。
- ・鉄道の円滑な横断の確保を検討するとともに、将来の都市計画を見据えた幹線道路や（仮称）東近江広域幹線道路など近隣市町へのアクセス道路について検討を進めます。

既存道路の維持管理

- ・歩道の整備や交差点の改良、道路照明や案内板など、安全で円滑に通行できる道路の整備に努めます。
- ・市内を縦横に展開する既存のサイクリングロードを「水と緑の環境ネットワーク」と位置づけ、再構築を図るとともに、適正な管理を行います。
- ・景観に配慮した道路整備のため、植栽などにより緑化を図るとともに適正な管理に努めます。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・バリアフリーの観点で整備を進め、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる道路づくりを進めます。

環境 ・「水と緑の環境ネットワーク」として、サイクリングロードが効果的に活用されるよう整備に努めます。また、街路における緑地帯の整備や道路用地におけるポケットパークの整備など、道路空間を利用した人に優しい環境づくりを安全性に配慮しつつ進めます。さらに、道路の新設については、透水性舗装の施工やリサイクル資材の利用など環境にやさしい施工に努めます。

協働 ・道路の管理について、道路愛護の意識を啓発し、市民参加や市民の自発的な活動を促進します。

〔関連計画〕

道路整備計画（策定予定）

都市計画マスタープラン

交通バリアフリー基本構想

3 . 公共交通の利便性の向上

〔施策の目標〕

公共交通機関の充実と市民の利用を促進し、生活利便性の向上とともに脱自家用車による環境にやさしいまちをめざします。

〔基本認識〕

公共交通は、通勤・通学等、市民の活動を支えており、特に、高齢者をはじめとする自家用車の利用が難しい市民にとって重要な役割を果たしています。

鉄道交通については、JR琵琶湖線が京阪神方面や県内外の各地域を結んでいます。JR野洲駅の乗降客数は一日あたり約26,500人、JR篠原駅については約5,000人と多くの利用者がありますが、JR篠原駅についてはバリアフリー化に対応していないため、橋上化への改築が進められている状況です。

また、野洲駅と篠原駅間の新駅の開設については、都市拠点の一つである環境・交流拠点の整備ともあわせて、関係機関に強く働きかけていくことが重要です。

民間のバス交通については、自家用車利用が増加したことにより、路線バスの利用者が減少し、結果として路線の廃止や便数の削減につながるなど、利便性が低い状況になっています。

市内じゅんかんバスは市内施設を4ルートで循環し、高齢者や障がい者等、自家用車の利用が難しい人が公共施設を訪れたり、買い物や通院をする際の交通手段として利用されていますが、経路や運賃、ダイヤに対する市民の不満もみられます。

自家用車の利用をやめ公共交通を利用するライフスタイルへの転換は、地球温暖化防止や交通渋滞の緩和のためにも有効であり、今後は、市民に対して利用の促進を啓発する必要があります。また、鉄道・バスのダイヤ等の充実についても、関係機関に要望していく必要があります。

〔施策の成果指標〕

指標		現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
駅に行くのに、路線バスやじゅんかんバスを利用するという人の割合		8.1%	15%	20%
野洲市公共交通機関が便利だと考える市民の割合(バス、電車別)		23.4%	25%	30%
JR各駅の1日あたり乗降客数	JR野洲駅	26,630人	28,000人	29,000人
	JR篠原駅	5,034人	6,000人	6,400人
じゅんかんバス利用者数		40.5人/日 6.2人/1便	75人/日 10人/1便	100人/日 12人/1便

〔施策の柱(基本事業体系)〕

3 . 公共交通の利便性の向上	公共交通網の充実
	公共交通関連施設の整備促進

〔基本事業の内容〕

公共交通網の充実

- ・市民のニーズに応じた効率的な交通体系を確保するため、ＪＲ琵琶湖線草津駅～野洲駅間の複々線化やバス路線の拡充について、積極的な要望を行います。
- ・市内じゅんかんバスについては、路線体系やダイヤを臨機に見直すなど、市民の利用動向への適応を図り、利便性の向上に努めるとともに、観光事業とのタイアップなど、新たな利用形態の検討を行います。

公共交通関連施設の整備促進

- ・駅舎及び駅前広場等については、バリアフリー化や快適性・利便性の向上に向けた整備を促します。
- ・身体の不自由な人の利用に配慮しバス停の改善を図るとともに、安全で快適な施設整備を進めます。
- ・ノンステップバスの導入など、利用者にやさしい交通施設の導入について、事業者に対して働きかけを行います。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・子どもや高齢者、障がい者など、誰もが利用しやすいよう、拠点施設や交通機関のバリアフリー化を促進します。

環境 ・自家用車の利用をやめ公共交通を利用するライフスタイルへの転換は、二酸化炭素削減に有効であり、市民に対して利用の促進を啓発します。

協働 ・公共交通の社会的役割を基点に、事業者との連携と協働の理念に基づいた運営を求めます。

〔関連計画〕

交通バリアフリー基本構想

4 . 快適な居住環境の確保

〔施策の目標〕

誰もが、美しく優れた居住環境の中で、毎日を快適に送れるまちをめざします。

〔基本認識〕

【水道】

水は、市民生活や各産業生産に不可欠な資源であり、特に水道については、安全で安定的な供給を将来にわたって確保していくことが都市発展の基礎となる重要な課題です。

水道事業については、水質の安全確保が必要となっており、施設の適正な維持管理が課題となっているほか、経営の健全性の維持に努めるとともに効率化を図る必要があります。

【下水道】

地域の環境衛生の向上に重要な役割を果たしている下水処理の状況については、公共下水道と農村集落排水を合わせた普及率は99%を超えており、水洗化率も97%以上となっています。

今後は、事業運営の効率化と施設の適正な維持管理について計画的に推進する必要があります。

【環境保全】

市民の快適な住環境の確保に向けては、企業等から出される騒音や排水による公害などを未然に防止することが必要です。このため、企業の理解と協力が不可欠であることから、環境保全協定の拡大を進めるなど、企業の社会的責務の認識に基づいた積極的な取り組みをさらに促す必要があります。

また、より安心な生活環境の創造をめざして、野洲市独自の環境保全対策を推進するため、条例による適正な指導や規制が求められています。

さらに、市民の手によるまちの美化に向けた意識を高め、取り組みを活性化させる必要があります。

【公園・居住空間】

公園・広場・緑地などについては、快適で住みよい居住環境の創出だけでなく、市民相互のふれあいの場として、また都市の防災性を高める点からも重要です。今後も、身近な場所に緑豊かな癒しの空間の創出を図る必要があります。

住宅・宅地については、市民はもとより、市外からの住宅ニーズにも応える必要があることから、今後も良質な宅地の形成を誘導する必要があります。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
居住環境を構成する主要な要素に対して不満があると答える市民の割合	38.3%	30%	20%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

4 . 快適な居住環境の確保	水の安定供給
	下水道の適正管理
	環境保全対策
	ゆとりある生活空間の確保

〔基本事業の内容〕

水の安定供給

- ・一部の水源において水質汚染が確認されたことから、代替井戸の確保を実施します。また、連絡管の敷設、施設の耐震化を計画的に推進します。
- ・県の水道事業と適切に連携を保ちながら料金の適正化を図るとともに、計画的な事業の施行により、経営の健全化・合理化に努めます。

下水道の適正管理

- ・水洗化率のさらなる向上をめざして、啓発と指導に取り組みます。また、事業所からの排水についても、環境や水質の安全の面から、下水道への接続を促します。
- ・処理施設の更新や老朽管の敷設替えについて計画的に推進するとともに、農業集落排水の公共下水道への接続を推進します。

環境保全対策

- ・県や関係機関との緊急体制を共有するため、組織的な連絡体制の整備を図ります。
- ・各企業との環境保全協定の締結拡大のため、事業者関係団体との連携を密にするとともに、企業の社会的責務を喚起し、積極的な意識啓発に努めます。
- ・新たな環境課題の発生にも対応できるよう条例等例規の適切な整備と運用に努めます。
- ・地域の美化や生活衛生の確保にかかる取り組みを促進するとともに、河川や道路愛護、自然環境の保全意識の醸成とともに、様々な団体、個人による積極的な取り組みを支援します。

ゆとりある生活空間の確保

- ・身近な公園・広場の整備や緑地の保全・創造を計画的に進め、緑豊かな生活空間の創出を図ります。
- ・県と連携し、適正な住宅開発の指導に努めます。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・生活の基本権を維持するため、公害の発生の未然防止や発生時の速やかな対応に努めます。

環境・協働 ・企業の社会的な責務に基づき、環境保全活動などにおける自発的な取り組みを促します。

- ・地域の美化や衛生の確保にかかる市民協働の取り組みを促進します。

〔関連計画〕

環境基本計画

緑の基本計画

5 . 都市拠点の整備

〔施策の目標〕

各拠点において、その特性に応じた都市的な機能の整備を進めることにより、市民生活の利便性の向上と、市の持続的発展をめざします。

〔基本認識〕

大都市近郊のまちとして、持続的な人口増加を続けている野洲市においては、JR 野洲駅周辺や吉地・西河原地区の市街地周辺、JR 野洲駅と篠原駅の間地点に設置構想のある新駅周辺、JR 篠原駅の周辺を、今後の都市的発展を支える拠点として、計画的に整備を進めることが重要な課題となっています。

これらの各拠点は、交通・商業・情報交流などの機能集積を図る必要があり、また、市民生活の利便・社会経済活動の拠点としての役割が果たせるよう、地域の特性を踏まえ総合的に取り組むことが求められています。

このほか、市内各地域の均衡ある発展を促す視点から、その他の拠点整備について検討する必要があり、産業、保健・福祉サービス、教育・文化・スポーツ、環境学習等、地域特性を踏まえた機能整備についても、各施策の中で位置づけて具現化を図る必要があります。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
都市拠点の整備進捗状況	現状を出発点とする	25%	100%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

5 . 都市拠点の整備	都市拠点
	副都市拠点
	情報交流・創造拠点
	東部交通拠点

〔基本事業の内容〕

都市拠点

- ・JR野洲駅を中心に市役所や大規模商業施設を含めた一帯を、庭園的都市の中心地にふさわしい拠点として高度利用を図り、調和のとれたまちづくりを進めます。
- ・緑あふれ心癒される駅前空間の創造とバリアフリー基本構想に基づいたバリアフリー化を進めます。
- ・駅へのスムーズな交通アクセスを確保するため、周辺道路網の整備を図るとともに、パークアンドライドなど新たな手法の可能性について検討します。

副都市拠点

- ・市北部エリアの中心地として、吉地・西河原地区の市街地を、閑静な趣きがある多機能な拠点

として発展を促すとともに、既存市街地の周辺における新たな市街地の形成を促進します。

情報交流・創造拠点

- ・新駅計画地と情報交流センターを含む一帯を、市民活動や新産業に取り組む人たちの情報交流の拠点として、また、図書館や総合福祉保健センター、生涯スポーツなどの様々な市民サービスの拠点として、環境に配慮した整備を図ります。

東部交通拠点

- ・JR篠原駅の駅舎橋上化に伴い、駅南側において良好な市街地の形成を図るために、駅を中心にした道路網について、県、関係市町とともに整備を推進します。また、周辺にある既存の工業地域へのアクセスを支援することで、市の産業の活性化を促します。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・ユニバーサルデザインによるまちづくりを積極的に推進することにより、すべての人にやさしい都市拠点づくりを進めます。

環境 ・庭園的都市の概念に基づいて、自然環境豊かな、緑あふれる都市拠点の整備に向けて取り組みます。

協働 ・駅前広場等の管理や拠点の維持について、地元住民や企業との協働により、円滑な進捗を図ります。

〔関連計画〕

バリアフリー基本構想・特定事業計画

国土利用計画

都市計画マスタープラン

第6章 市民と行政がともにつくるまち

1 . 市民活動の促進

〔施策の目標〕

市民・企業・行政の協働によるまちづくりを推進するため、その原動力である市民活動を促進し、誰もがほほえみに満ちときめき躍動できるまち、「生きる意味が実感できる」まちをめざします。

〔基本認識〕

野洲市では、今日まで、市民活動を積極的に促進してきました。その結果、市民活動団体の数は300団体（うちNPO法人数12団体）を超え、この力は、野洲市の運営の基本的な手法である市民協働の社会をつくるまちの原動力としてまちを支えてきたところです。

市民活動の参加動機についても、これまでのゆとりの時間の活用や自己実現といったことから、生きていく上での大きな道の一つとして認識され、さらに深まっていく傾向が見られます。

また、団塊の世代が退職し第二の人生に移行することは、市民活動の輪を広げ、深まりや新たな展開を進める上で、大きな力となり得る可能性を秘めており、活動拠点の整備や人材の発掘・育成など、支援を積極的に進めることが重要です。

一方、すでに活動をしている市民活動団体については、人材や活動場所、資金や情報など、個々に様々な課題を抱えている実態です。こういった団体の支援を積極的に推進するとともに、「ほほえみ情報交流センター」などにおいて市民活動のデータベース活用など、情報交流・活動拠点の場の充実をめざす必要があります。

市内には89の自治会が組織されており、活動において課題を有している地域も見受けられる現状ですが、地域の取り組むべき課題は地域で取り組むという住民自治意識の向上と、住みよい地域社会の創造に向けて、その重要性が正しく理解されるよう市民の意識啓発に努めるほか、活動への多様な支援が必要です。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成25年度	平成32年度
市民活動団体の数	303団体	330団体	350団体
市民活動に参加している市民の数	17,500人	18,000人	18,300人
今後取り組みたい生涯学習活動で、ボランティア活動、地域奉仕活動と答えた人の割合	36.8%	45%	55%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

1 . 市民活動の促進	市民活動の意識の高揚
	活動の機会と場づくり
	市民活動の連携と強化（市民と市民、行政と市民）

〔基本事業の内容〕

市民活動の意識の高揚

- ・行政から市民活動団体に対して、インターネットや情報紙の発行を通じて、情報（市民活動データブック等）の積極的な提供に努めます。
- ・市民活動団体に発表の機会を提供するなど、情報の発信を支援します。
- ・新たな担い手を育てるために、市民活動を実体験していただく場を団体と協調して提供するなど、活動への参加に向けたきっかけづくりを支援します。

活動の機会と場づくり

- ・市民活動の実践の場として、各学区のコミュニティセンターが整備されており、有効に活用されるよう促します。また、ほほえみ情報交流センターを市民活動における情報交流の場として、機能の充実に努めます。
- ・これまで行政が実施してきた公的なサービス提供に、市民活動団体が積極的に参画できるよう推進します。

市民活動の連携と強化（市民と市民、行政と市民）

- ・相談窓口を設置し、市民活動団体の課題の把握と支援に努めます。
- ・市民活動の成果などの発表の機会を確保・支援することで、市民活動団体間相互での情報の交流や、課題の共有と異分野を含めた団体間のネットワークの拡大を図ります。
- ・行政と市民活動団体が情報を共有することで、さらに連携した取り組みを進めます。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 環境 ・野洲市のまちづくりの理念である「人権と環境」が、市民活動団体における活動の視点として共有され、様々な取り組みが展開されるよう積極的な働きかけと連携を行います。

協働 ・すべての行政の施策や事務事業が、協働の手法を取り入れながら進められていることを検証するシステムの確立を図ります。

- ・市民活動において協働の理念が浸透し、その取り組みが実践されるようコーディネーターの育成・支援を図ります。

〔関連計画〕

市民活動促進計画

2 . 市民との情報共有の推進

〔施策の目標〕

情報の共有を市政への市民参画の第一条件として位置づけ、市民一人ひとりがまちづくりに関する情報をスムーズに入手できると同時に、市民から発信される情報や提言を市政に反映し、まちづくりについて、それぞれの立場で共に語り合うことができるまちをめざします。

〔基本認識〕

【広報】

情報提供のあり方は、高度情報化にともなって多様化しており、行政情報の内容やメッセージの種類特性に応じたメディア選択が重要です。

現在、行政情報の主たる伝達手段としては広報紙を発行しており、視覚の不自由な市民にも対応するように点字版の発行も行っています。このほか、ホームページなどによって行政情報を提供しており、今後はさらに、即時性を高めることに重点を置いた情報提供に努める必要があります。

今後は、必要な時にいつでも情報を入手することができ、さらに、インターネットなどを通じて行政と双方向（即時性）で情報をやりとりできるシステムも必要とされています。

【広聴】

広聴制度は、市長との「ほほえみ・ときめきトーク」、市長への手紙、通信箱、Eメール、FAX、「声の投書箱」（専用電話）などの方法があり、今後は、それら広聴制度により得られた意見や実施が検討されるパブリックコメントなどの結果を、まちづくりに生かしていく仕組みづくりが必要です。

さらに、市民の声を公平に吸収して、まちづくりに反映していくために、アンケートや行政モニター等の手法も含めて、情報共有の新たな仕組みづくりを進める必要があります。

【情報公開】

公正で透明性の高い行政運営を図るため、情報公開条例を制定し、市民の知る権利の保障に向けて取り組みを進めています。また、情報の公開とあわせて、個人情報の保護については、個人情報保護条例に基づいた適正な運用に努めます。

〔施策の成果〕指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
市政情報がスムーズに入手できると考える市民の割合	40.3%	50%	60%
市に対して意見を述べる機会が保障されていると考える市民の割合	22.2%	40%	60%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

2. 市民との情報共有の推進	広報の充実
	広聴の充実
	情報公開制度の適正な運用

〔基本事業の内容〕

広報の充実

- ・行政情報の円滑な発信のために、情報内容に最も適した手法で発信されるよう努めます。また、視覚や聴覚に障がいのある人や高齢者などが、正しく情報を入手できるよう、さらに改善に努めます。
- ・ホームページについても、誰にとってもわかりやすく使いやすいものとなるように、常に工夫と改善に努めるとともに、情報の即時性や双方向性を高めることを重点に検討を進めます。

広聴の充実

- ・広聴制度は、新しい手法も視野に入れつつ、今ある制度をさらに充実させるとともに、得られた意見をまちづくりに生かしていく仕組みについて検討を進めます。

情報公開制度の適正な運用

- ・情報公開制度の周知を図るとともに、個人情報の保護制度とあわせて、これらの円滑な運用を進めます。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・正しい情報がすべての人に適正に伝わるよう、情報伝達手段の多様化に取り組みます。

- ・個人情報の取り扱いについては、法令に基づき厳格に対応します。

環境 ・環境に対する負荷の軽減に配慮した情報発信手段の検討に努めます。

協働 ・市民自らが、情報の受け手であるとともに発信者ともなり、相互に正しい情報を共有することを通じて、協働のまちづくりを進めます。

〔主要データ・資料〕

【市長への手紙等で寄せられた意見】（広報秘書課）

提案内容	件数	提案方法	件数
まちづくり	109	市長への手紙	135
教育・生涯学習	54	ほほえみ・ときめき通信箱	114
福祉・保健・医療	31	市長へのメール	56
環境	24	ほほえみ・ときめき声の投書箱	5
職員の資質等	18	ほほえみ・ときめきファックス	2
防犯・地域安全	13	計	312
文化・芸術・スポーツ	8		
子ども・青少年の健全育成	4		
災害防止・災害救援	4		
消費者問題	3		
国際交流・国際協力	2		
市民活動支援	2		
その他	40		
計	312		

平成17年度

3 . 長期的展望に立った財政運営

〔施策の目標〕

安定した市政の運営を保障するために必要な財源を確保するとともに、市民満足度の向上に照らして貴重な財源を効率的機能的に配分する財政運営を行います。

〔基本認識〕

【歳入】

野洲市においては主要な税目である法人市民税の増減幅が大きいため、税全体としても年度ごとに大きな変動が生じ、財政的な見通しが困難な状況にあります。

また、2007年から「団塊の世代」といわれる世代が一斉に退職時期を迎えることとなり、給与所得者が減少することから、個人住民税の減少が見込まれます。

また、国の三位一体の改革（ ）により、地方交付税（ ）が減少しており、歳入は厳しい状況となっています。

【歳出】

歳出については、行政ニーズの高まりや合併時の事務事業の増大により、扶助費（ ）公債費（ ）等の義務的経費の全体に占める割合が年々大きく膨らんでいます。

【地方債】

公共施設の整備等のために発行する地方債についても、起債残高は普通会計で245億円を上回っており、新規発行についても限界が近づいています。

【総括】

野洲市の財政は、大変厳しい状況となっており、今後の財政運営に当たっては、長期的展望に立ち、最少の経費で最大の効果をあげられるよう、抜本的な取り組みを図ることが必要です。

市民全体の満足度の向上を効率的に実現するため、財源の重点的配分に努めるとともに、事務事業の見直し、組織・機構の合理化、給与及び定員管理など行政運営の適正化の推進を図ることが必要です。

また、財政や行政運営に係る課題を市民に積極的に公開し情報を共有しながら、市民との明確な役割分担を図る必要があります。

三位一体の改革・・・地方分権を推進する観点から、権限と財源を地方に移し、それぞれの地域の実情に応じ住民満足度の高い行政サービスを自主的・効率的に提供するため、国庫補助負担金の削減、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しを同時に行う国の施策。

地方交付税・・・地方交付税制度は、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するとともに、地方公共団体として必要な財源を保障する制度です。地方公共団体は、本来その税収で歳出を賄うべきですが、地域の経済状況により、多くの地方公共団体が、税収だけでは必要な財源を確保できません。そこで、国税の一部を一定の基準により、地方公共団体の独自財源として再配分する仕組みが設けられたものです。

扶助費・・・生活に必要な費用を補助するために、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法などの法令に基づいて支出する経費です。地方自治体独自の支出も含まれます。

公債費・・・地方債の償還のために支出する経費。

〔施策の成果指標〕

指標		現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
財政関係の諸指標	経常収支比率（ ）	92.5 (平成 17 年度)	85.0	75.0
	実質公債費比率（ ）	15.1 (平成 17 年度)	17.5	16.0

財政力指数・・・地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す指標です。財政力指数が高いほど自主財源(地方公共団体が自ら調達できる財源)の割合が高く、財政力が強いこととなります。これが1を超えると、普通交付税の交付を受けられません。

経常収支比率・・・財政の弾力性(ゆとり)を見るための指標です。

用途を制限されない経常的な収入(地方税、普通交付税等の毎年収入される性質の収入)に対する経常的な支出(人件費、公債費、扶助費等の毎年経常的に支出されるもの)の割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

実質公債費比率・・・公債費と一般財源の関係を見るための指標です。公債費に充当された一般財源の額が、一般財源総額に占める割合で表し、この指標が上昇することは、一般財源の伸びを上回って公債費が増加していることを示します。

〔施策の柱(基本事業体系)〕

3. 長期的展望に立った財政運営	効率的で計画的な財政運営
	財源の確保と適切な資産管理

〔基本事業の内容〕

効率的で計画的な財政運営

- ・ 深刻な財政状況を踏まえ、経営的感覚を持って財政運営を行います。
- ・ 事務事業の実施及び改善に当たっては、費用対効果の視点に重点を置いて実施します。また、行政サービスの受益と負担のバランスを見直します。
- ・ 新規事業の立案などにおいては、将来の経費の正確な把握に努めるとともに、適正に管理していくシステムの確立を図ります。
- ・ 投資的な経費()の計画的な年次配分に向け、事業の実施計画と合わせて、財政計画を策定し、適正な運用を図ります。
- ・ 財政の健全化に向けて「財政健全化計画」を確実に実行し、進捗に応じて柔軟に見直しを実施するなど、的確な運用に努めます。

投資的な経費・・・道路、端、公園、学校の建設など各種社会資本の整備など、支出の効果が長期にわたる経費。普通建設工事費や災害復旧事業などが該当します。

財源の確保と適切な資産管理

- ・ 産業振興施策や都市計画的な推進により、地域の活性化とともに税収の確保を図ります。
- ・ 税等の収納率の向上に向け、対策を強化します。
- ・ 公有財産については、効果的かつ効率的な活用を推進します。
- ・ 公金については、安全性に留意しながら、効率的な運用を図ります。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権・環境 ・人権と環境という野洲市の政策理念を基準にした財政運営を進めます。

協働 ・指定管理制度の導入や外部委託などの民間活力の導入をさらに進めます。

〔関連計画〕

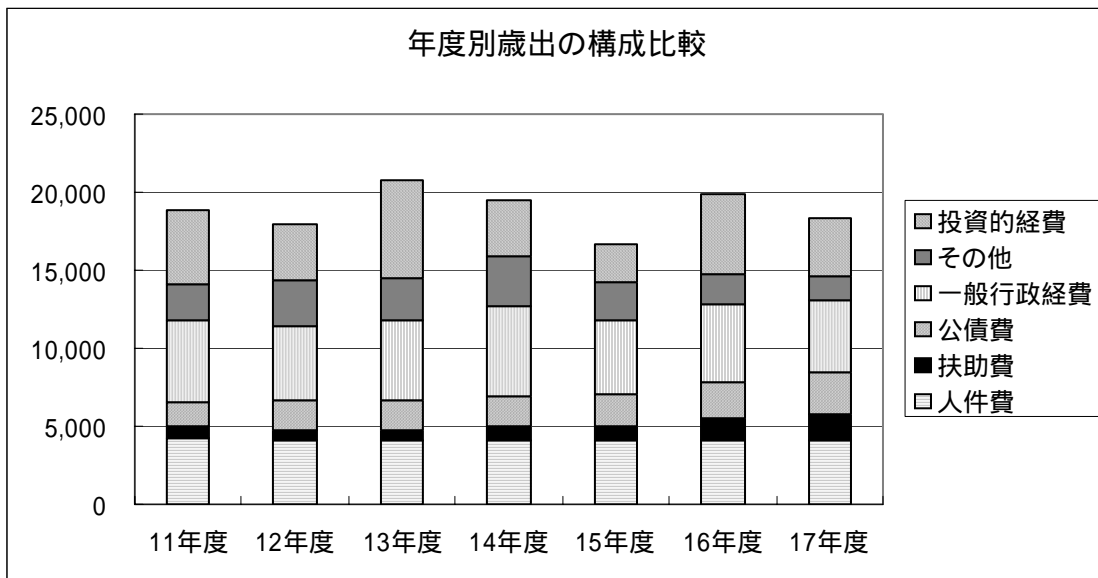
行政改革大綱
財政健全化計画

〔主要データ・資料〕

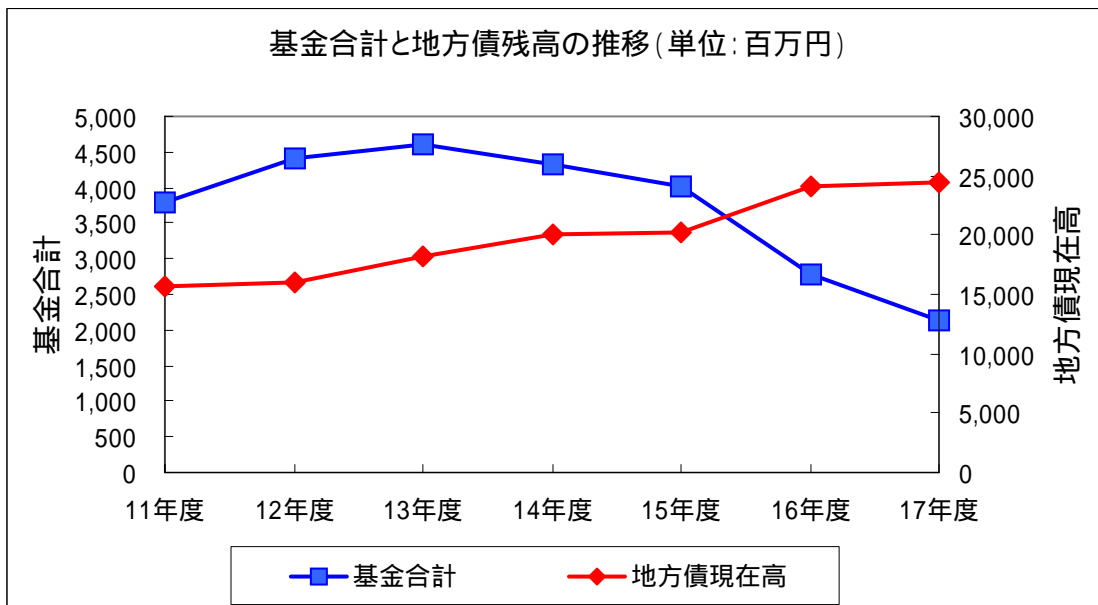
【税収の推移】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
市民税(住民税)	4,182,350	4,501,106	5,078,348	3,156,965	3,739,259	2,820,299	3,782,312
固定資産税	4,206,669	4,024,492	4,237,868	4,424,672	4,128,913	4,051,130	3,960,738
軽自動車税	62,098	65,220	68,394	71,413	74,646	77,968	80,108
たばこ税	240,424	250,590	250,140	249,757	255,388	264,230	260,427
特別土地保有税	2,035	0	0	0	0	0	0
税収計	8,693,576	8,841,408	9,634,750	7,902,807	8,198,206	7,213,627	8,083,585

【年度別歳出の構成比較】



【起債残高の推移】



4 . 効果的・効率的な行政運営

〔施策の目標〕

様々な市民ニーズに応えるため、限られた行政資源を効率的に活用し、質の高い行政サービスを提供できる仕組みづくり組織づくりを行います。

〔基本認識〕

野洲市は、合併により行政運営の効率化を進めてきましたが、地方分権の進展・諸施策における国の制度改正などの社会情勢の変化や合併に伴い事務事業が増加したことなどにより、市の行政運営はさらに複雑多様化しています。

このような状況に適正に対応し、市民サービスの質を向上させていくためには、行政を経営的視点から見直し、限られた人材や財源を行政の各施策に適正に配分するとともに、最大限に活用することにより、積極的に行政運営の効率化を図る必要があります。

このため、行政組織・機構の機能強化や職員の能力開発、事務事業の見直しなどをさらに効果的に進めるため、P D C Aサイクル()の適正な運用をするなど、行政運営の管理手法を確立することが求められています。

P D C Aサイクル…行政運営の管理手法として、「Plan（計画をたて）、Do（実行し）、Check（評価を行って）、Action（改善を行う）」という工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のこと。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
職員の接客や対応に特に不満がなかったとする市民の割合	56.7%	85%	95%

〔施策の柱（基本事業体系）〕

4 . 効果的・効率的な行政運営	時代に対応した職員体制の整備
	市民の視点に立った効率的な行政運営システムの構築

〔基本事業の内容〕

時代に対応した職員体制の整備

- ・勤務評定制度の見直しや適正な職員研修の実施により、職員の能力開発を推進します。
- ・職員定数の適正化に努めるとともに、多様な雇用形態による人材の活用を図ります。
- ・職員の適正配置に努めるとともに、部局間の垣根を越えた迅速な対応を可能にする組織体制の整備を行います。

市民の視点に立った効率的な行政運営システムの構築

- ・費用対効果の分析に基づく事務事業の効率性の評価など経営的発想に基づく業務管理を行うとともに、市民の視点から必要性や合理性に欠ける行政システムの改善に的確に対応するなど、継続的な業務の合理化・適正化を進めます。また、人材や財源の配分を評価に連動して行うシステムの確立を図るとともに、それに基づく総合計画の進捗管理を行います。

- ・民間委託や指定管理者制度などの外部委託を積極的に導入し、民間活力を活用するための仕組みをつくります。
- ・行政事務に関するペーパーレス化（電子化）に取り組み、行政事務の一層の高度化・効率化を図るとともに、電子申請の導入などによる手続きの簡略化をめざします。

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

人権 ・ 行政運営の効率化に当たっては、施策から排除される人がないように常に人権に配慮して取り組みます。

- ・ 公共施設の整備や運営に関し、誰もが快適に利用できるよう配慮します。

環境 ・ 市行政運営における効率化の推進と環境負荷の軽減を一体的にとらえ、協調して推進します。

協働 ・ 民間の活力を公的サービスの担い手としてとらえ、外部委託等による市民・団体・企業の参画を積極的に推進します。

〔関連計画〕

行政改革大綱

財政健全化計画

〔主要データ・資料〕

【野洲市職員の状況】

